DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

二六九 その他の食料品製造業
二七〇 印刷業
二七一 製本業

印刷又は製本業 第六級（賃金一圓當り二厘）

二七二 ソース、ケチャップ類
二七三 その他の食料品

二七四 印刷物
二七五 本

その他の工業 第六級（賃金一圓當り二厘）

二七五 紙製品製造業
二七六 竹製品製造業
二七七 杞柳製品製造業
二七八 藤製品製造業
二七九 その他の蔓及び莖製品製造業
二八〇 疊製造業

二七五 紙箱
二七六 その他の紙製品
二七七 竹製籠及び笊
二七八 竹製行李、鞄及びバスケット
二七九 その他の竹製品
二八〇 杞柳製行李及び鞄
二八一 杞柳製籠及びバスケット
二八二 その他の杞柳製品
二八三 藤製草子及び椅子類
二八四 藤製バスケット
二八五 その他の藤製品
二八六 アケビ製品
二八七 茜染製品
二八八 その他の蔓及び莖製品
二八九 疊表
二九〇 疊床

二九一 莫蓙、花莚及び野草莚製造業
二九二 藁製品及び棕梠製品製造業
二九三 麻眞田製造業
二九四 麥稈及び經木製品製造業
二九五 綿、麻、毛及び絹製綱、繩及び網製造業
二九六 纖維板製造業
二九七 革靴製造業
二九八 その他の皮革製品製造業
二九九 鈕釦製造業
三〇〇 刷毛及び刷子製造業

二九一 莫蓙
二九二 花莚
二九三 野草莚
二九四 藁繩
二九五 藁莚
二九六 その他の藁製品
二九七 棕梠製品
二九八 麻眞田
二九九 麥稈眞田
三〇〇 經木眞田
三〇一 その他の麥稈及び經木製品
三〇二 麻製綱及び繩
三〇三 綿製綱及び繩
三〇四 毛及び絹製綱及び繩
三〇五 魚網
三〇六 その他の網（金網を除く）
三〇七 纖維板
三〇八 革製靴
三〇九 革製袍
三一〇 革製馬具
三一一 革製ベルト
三一二 帽子用裏革（模造革を含む）
三一三 革製袋物
三一四 その他の皮革製品
三一五 鈕釦（金屬製のものを除く）
三一六 歯磨用刷子
三一七 工業用刷子

二八九 漆器製造業
二九〇 フェルト製帽子製造業
二九一 その他の帽子製造業
二九二 玩具製造業
二九三 映畫製作業
二九四 寫眞業
二九五 塗裝業
二九六 骨、角、蹄、甲、牙及び貝類製品製造業
二九七 醫療材料品製造業
二九八 毛筆製造業
二九九 萬年筆製造業
三〇〇 鉛筆及びクレヨン製造業
三〇一 和傘製造業

三〇二 洋傘製造業
三〇三 草履、爪革類製造業
三〇四 羽毛及び獸毛漂白製理業
三〇五 人造眞珠製造業
三〇六 寶石類加工業
三〇七 魔法壜製造業
三〇八 その他の製造加工業

三〇九 洋傘
三一〇 草履（革製及びゴム製のものを除く）
三一一 スリッパ（革製及びゴム製のものを除く）
三一二 鼻緒
三一三 爪革
三一四 羽毛及び獸毛
三一五 人造眞珠
三一六 寶石類
三一七 魔法壜
三一八 傘柄及び傘手
三一九 造花類
三二〇 その他の製品

三二一 その他の刷子
三二二 糊付用刷毛
三二三 その他の刷毛
三二四 飲食用漆器
三二五 家具及び裝飾用漆器
三二六 その他の漆器
三二七 フェルト製帽子
三二八 羅紗、サージ及びその他の布帛製帽子
三二九 模造パナマ帽子
三三〇 麥稈製帽子
三三一 麻製帽子
三三二 その他の帽子
三三三 玩具（金屬製のものを除く）
三三四 塗裝品
三三五 骨、角、蹄、甲、牙及び貝類製品
三三六 脱脂綿（衛生綿を含む）
三三七 繃帶
三三八 ガーゼ
三三九 その他の醫療材料品
三四〇 毛筆
三四一 萬年筆
三四二 木鞘入鉛筆
三四三 その他の鉛筆
三四四 クレヨン
三四五 和傘

鑛業

鑛業、砂鑛業、石切業、土石又は鑛物採取の事業 第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

鑛業、砂鑛業、石切業、土石又は鑛物採取の事業

一 金鑛
二 銀鑛
三 銅鑛
四 鉛鑛
五 蒼鉛鑛
六 錫鑛

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

七 アンチモニー鑛
八 水銀鑛
九 亞鉛鑛
一〇 鐵鑛
一一 硫化鐵鑛
一二 クローム鐵鑛
一三 マンガン鑛
一四 重石鑛
一五 水鉛鑛
一六 ニッケル鑛
一七 コバルト鑛
一八 砂金
一九 砂鐵
二〇 砂錫
二一 その他の砂鑛
二二 石炭
二三 亞炭
二四 石油
二五 天然ガス（炭化水素を主成分とするもの）
二六 硫鑛
二七 燐鑛
二八 黑鉛
二九 土瀝青
三〇 硫黃
三一 石膏
三二 重晶石
三三 明礬石
三四 螢石
三五 石綿
三六 砂利

三七 花崗岩
三八 大理石
三九 石灰石
四〇 雲母
四一 陶土
四二 陶磁器原石
四三 セメント原石
四四 瓦土
四五 その他の土石

事業の區分

土木建築事業

隧道工事 第二級（賃金一圓當り二錢五厘）

一 隧道開鑿に關する一切の工事（例えば隧道、導坑の掘鑿及び卷立、裏塡工事、排水溝に關する工事）

二 隧道、導坑の改良、修繕、復舊に關する工事（例えば道床下の切下、內部改良、側壁修繕等に關する工事、但し既設隧道又は導坑內の電線の架設、電燈の取付、軌條の敷設、路面鋪裝、砂利撒布等の工事を除く）

三 隧道式による地下道、水路、煙道工事

地下鐵道建設工事 開鑿式で上表部を一般交通の用に供しないものを除く 第一級（賃金一圓當り四錢四厘）

四 地下鐵道建設に關する一切の工事（例えば路面覆土、卷立、階段通路、乘降場、鐵構樞檢裝等に關する工事、但し出入口上家建築工事を除く）

水力發電用建設土木工事 第一級（賃金一圓當り四錢四厘）

五 水力發電所建設に關する一切の土木工事（例えば隧道、堰堤、土砂吐、魚道、舟筏路、流木路、取入口、沈池砂、吐水及び餘水路、放水路、横坑、蓋渠、水壓鐵管路、橋梁、道路、水槽、土捨場、敷地の造成等に關する工事、但し家屋建築工事、機械、鐵管等の組立又は据付工事、送電線路、鐵塔等の建設工事、索道建設工事を除く）

鐵道軌道工事 第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

六 鐵道、軌道の新設、改修、復舊等に關する工事

七 地下鐵道建設工事（但し開鑿式で上表部を一般交通の用に供するものを除く）

八 既設地下鐵道の修繕、復舊に關する工事

九 踏切その他除害、線路維持等の設備に關する工事

一〇 隧道內及び隧道外の軌條の敷設工事

一一 地下鐵道の軌條敷設工事

河川工事 第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

一二 河川（運河を含む）又はその附屬物の改修、維持、修繕等に關する工事（例えば堰堤、護岸、堤防等に關する工事）

一三 閘門、水門、樋門、陸閘等の新設、改修、維持等に關する工事

一四 灌漑用水路その他各種水路中河川に準ずるものに關する工事（隧道により通水させるものは隧道工事とする）

一五 砂防に關する工事

土地整理工事 第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

一六 土地整理、耕地整理、區劃整理、敷地造成、埋立等に關する工事並びにこれらに附帶して行われる排水、配管、植樹等に關する工事（但し海面埋立工事を除く）

一七 廣場造成工事（例えば飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等の造成に關する工事、但し展壁、芝張工事を除く）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

一八 開墾工事

道路工事 第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

一九 道路の新設、改築、復舊、修繕等に關する工事
二〇 道路の附屬物（橋梁を除く）に關する工事（例えば溝×梁、柵、標識等に關する工事）
二一 道路の除害設備に關する工事
二二 地下道建設工事（但し隧道の樣式によるものは隧道工事とする）
二三 橋梁の取付道路工事

鋪裝工事 第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

二四 道路、運動場、飛行場及び同滑走路、荷揚場、プラットホーム、棧橋、工場の構内、岸壁、橋梁面等の鋪裝工事
二五 鋪裝工事に隨伴する附帶工事（例えば街渠、境界石の敷設、路上工作物及び地下埋設物の整理等の工事）
二六 隧道内に於ける道路の鋪裝工事
二七 砂利撒布工事
二八 飛行場、ゴルフ場、競馬場、競技場等の展壓芝張工事

工作物の破壞工事 第二級（賃金一圓當り二錢五厘）

二九 工作物の破壞に關する工事（例えば人力、機械力、爆藥等により工作物の破壞をする工事、但し單に工作物の解體、取り外し、撤去等の工事を除く）

建築工事 第四級（賃金一圓當り一錢）

三〇 一般家屋建築工事（例えば木造、煉瓦造、石造、無筋コンクリート造等の家屋の建築工事）
三一 雜工事
(1) 鐵塔、櫓の建設、修繕、塗裝等の工事
(2) 送電線路、通信線路の建設工事
(3) 鳥居、燈籠、記念塔（碑）、銅像、廣告塔、石像、スタンド、タンク等の建設工事
(4) 煙突、煙道（地上に建設するものに限る）、風洞等の工事
(5) 跨線橋建設工事（但しホームからホームに架渡したものに限る）
(6) 家屋附屬物の建設に關する工事（例えば門、塀、柵、庭園等に關する工事）
(7) 類雪止柵建植工事
(8) 爐の建設、修繕、改修等に關する工事
(9) 鐵管の敷設（埋設を除く）、組立、据付に關する工事
(10) 建築物の解體、取り外し、撤去の工事（但し破壞の觀念に入るべき程度のものを除く）

鐵骨、鐵筋又は鐵筋コンクリート造家屋建築工事 第二級（賃金一圓當り二錢五厘）

三二 鐵骨鐵筋コンクリート造家屋建築工事
三三 鐵筋コンクリート造家屋建築工事
三四 鐵筋コンクリートブロック造家屋建築工事
三五 前記家屋の外裝工事
三六 鐵骨鐵筋又は鐵筋コンクリート造高架線、高架橋、陸橋、水管橋、ガス管橋、道路橋、棧橋等の架設工事（但し水上に架渡したるものにして橋梁工事の態樣を以て施工されるものを除く）
三七 鐵骨鐵綱モルタル塗家屋建築工事
三八 鐵骨スレート張家屋建築工事
三九 鐵骨鐵鈑張又は鐵骨板張家屋建築工事
四〇 家屋式による鐵骨類雪覆建築工事

家屋附帶設備工事 第四級（賃金一圓當り一錢）

四一 電氣、電燈、電話の設備工事（但し電話局に於ける自動電話交換機、配電裝置等規模の特に大きいものを除く）
四二 給水、給湯、飲料水冷却等の設備に關する工事
四三 衛生、消火の設備に關する工事（但し防火壁を除く）
四四 採光面蔭蔽等の設備に關する工事
四五 煖冷房、換氣、乾燥、溫濕度調節等の設備に關する工事
四六 氣送、傳聲、送風、排氣等の設備に關する工事
四七 除塵、冷却等の設備に關する工事
四八 劇場、公會堂等の内部設備工事
四九 隧道又は地下鐵道内に於ける電線の架設又は電燈の取付工事（但し既設又は内面卷立後の隧道又は地下鐵道内に於ける工事に限る）
五〇 家屋（構造の如何を問わず）の模樣替工事

機械器具の組立又は据付工事 第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

五一 ボイラー、起重機、揚重機の組立又は据付に關する工事
五二 電氣收塵機、空氣壓縮機、乾燥機、運搬機等の組立又は据付に關する工事
五三 制水門捲上機（機械的機能のあるものに限る）、石炭陸揚機、送炭機、運炭裝置、粉炭裝置、自動燃燒裝置、畜炭押出機、洗炭機等の組立又は据付に關する工事
五四 蓄力機、汚物處分場に於ける搔集機、自動秤量運搬裝置等の組立又は据付に關する工事
五五 原石粉碎裝置、砂利選別裝置、自動除灰裝置等の組立又は据付に關する工事

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

六六 自動電話交換機の組立又は据付に關する工事
六七 石油精製裝置、パルプ製造裝置等の組立又は据付に關する工事
六八 索道施設工事
六九 昇降機の設備に關する工事
七〇 その他機械器具の組立又は据付に關する工事

橋梁工事　第三級（賃金一圓當り一錢八厘）

七一 橋梁の架設、補强、防護に關する工事（水管橋、ガス管橋、棧橋、高架橋、道路橋を含む、但し水上に架渡したもので橋梁工事の慣習上以て施工されるものに限るものとする）

その他の土木建築事業　第三級（賃金一圓當り二錢五厘）

七二 海岸又は港灣等に關する工事（例えば防波堤、岸壁、築港岡、船溜場に關する工事）
七三 地下に構築する各種槽の工事
七四 鐵管、ヒューム管、ガス管、地中線、エタニットパイプ、銅材等の埋設又に關する工事
七五 貯水池、溜沼、鑛毒沈澱池、プール等の設備に關する工事
七六 上下水道に關する工事（但し引水路にして河川の整備を備えるものは河川工事とみなす）
七七 擁壁築造工事（但し道路の擁壁は道路、鐵道軌道の擁壁は鐵道軌道工事とする）
七八 公園に關する工事
七九 その他他の料率の適用を受けないもの

交通運輸事業　第五級（賃金一圓當り六厘）

一 鐵道軌道
二 索道
三 乘合自動車業
四 旅客自動車業
五 貨物自動車業
六 その他の交通運輸事業

貨物取扱事業

一 主として石炭を取扱う沖仲仕業　第一級（賃金一圓當り四錢四厘）
二 その他の沖仲仕業
三 主として石炭を取扱う濱仲仕業　第四級（賃金一圓當り一錢）
四 その他の濱仲仕業
五 停車場における貨物取扱事業
六 倉庫における貨物取扱事業
七 工場における貨物取扱事業
八 その他の貨物取扱事業

林業　第四級（賃金一圓當り一錢）

一 立木の伐採及びこれに附隨する事業
二 製薪炭の事業
三 造林事業
四 その他の林業

その他の事業　第六級（賃金一圓當り二厘）

一 船舶による旅客又は貨物の運送の事業
二 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業
三 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の蓄産、養蠶又は水産の事業
四 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
五 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
六 映畫の製作又は映寫、演劇その他興業の事業
七 郵便、電信又は電話の事業
八 教育、研究又は調査の事業
九 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
一〇 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯樂場の事業
一一 屠畜、解體又は屠殺の事業
一二 その他勞働基準法による命令で定める事業又は事務所

備考　國の直營事業、官公署、同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員については勞働者災害補償保險法を適用しない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

昭和二十二年十一月三十五日 印刷
昭和二十二年十一月三十日 發行

頒價 金五十五圓

發行者 勞働省勞災保險基準局

印刷者 東京都文京區久堅町一〇八
共同印刷株式會社
代表者 大橋芳雄

不許複製

發賣所 三信書房
東京都中央區日本橋通二丁目六番地
（日本橋郵便局私書函第七九號）
電話日本橋（24）四三六四番
振替口座東京一六五五番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

◇新憲法は労働者に何を與えたか

五月三日――それは、新憲法の實施された日であり、私たちには、永久に忘れられない日であります。新らしい日本は、この日に誕生いたしました。そして、私たちは、今後これを立派に大きく育てて行かなければならない重い責任と義務を負いました。

新憲法は多くの自由と權利とを私たちに與えてくれました。殊に、勞働者に對しては、はじめて勞働權を認めてくれましたし、また資本家に對して、團結して組合をつくり賃金や勞働時間やその他勞働條件について、かけ合うことも認めてくれました。勞働基準法という、これまでの勞働法規には見られなかつた勞働憲章は、近く實施されようとしていますのも、新憲法が、勞働者に與えてくれた大きな贈りものと言えるのです。

勞働基準法は、勞働者の基本的權利を確立してくれました。もはや、勞働者にとつてはこれまでのような劣惡な勞働條件から全く解放されて、勞働に對する喜びと誇りとを持つて、日本再建の礎とならなければならないときとなつて參りました。

◇勞働者災害補償保險はこうして生れた

勞働基準法では、勞働者が業務上で、負傷したり、疾病にかゝつたり、或は又、死亡した場合には、使用者は、その災害の補償を行わなければならないことになつています

業務災害に對する使用者の賠償責任については、これまでの工場法や鑛業法や勞働者災害扶助法などでも確立されていましたが、その賠償の程度は、甚だ低くて他の國々とは比較にならない劣つ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

たものでした。そこで、基準法は、災害を受けた労働者の最低の必要を充す程度に、その額を引上げ、これまでの約二倍半にこれを定めたのです。そして、これまでの「扶助」といつたような恩恵的な字句をやめて「補償」という字句を用い、使用者の賠償責任とその義務を明かにいたしました。これは、労働者にとつては、當り前のことでありますが、産業の立場から見ますと、相當の負擔が加わつたと言えるのです。

言うまでもなく、敗戦という痛手を受けたわが國の産業は、いまその再建に苦しみ惱んでいます。また、國家としても、破壊された産業を一時も早く復興することが、一番大切な問題なのです。こうした現在において、果して、すべての使用者は、この補償の義務を完全に行い得るかどうかが甚だ疑問であると思われます。例へば、労働者が災害を受けて死んだ場合のことを考えて見ますと、使用者は少くとも十萬圓程度の補償費を、これに支拂わなければなりませんが、資力のない使用者には、相當の困難が伴うのではないかと考えるのです。これでは、折角與えられた労働者の權利も權利だけに終つてしまう心配が多分にあります。そこで、労働者の權利も確保されて、しかも、使用者の義務も容易に果せるような、言葉をかえると、この二つのものが兩立するような何かいゝ方法は、ないものでおらうか、こゝに、考へられましたのが、労働者災害補償保險の制度であります。

◇労働者災害補償保險とは

前にも言つたように、使用者は、災害補償の義務を負わされていますが、この義務を果すためには、相當の經濟的な負擔をしなければなりません。使用者のうちには、おそらくこの義務を果すことのできない者も出てくることでせう。

この保險は、使用者の負擔を輕くするために、平常から使用者に一定の保險料をかけてもらい、萬一災害が發生した場合には、使用者に代つて、その補償を行い、あくまでも労働者の權利を護らうとするのがねらいです。これを、平たく云いますと、使用者には、將來の災害の補償費に充てる準備として、平素から一定の金を積んでもらい、労働者には、この積んでもらつた金で、その補償費を支拂つてあげて、少しの不利益をも蒙らないよう完全に護つて行かうというのが、この保險の眼目なのです。從つて、他の社會保險のように、労働者がお互に金を出し合つて、お互の不幸を救い合つて行くというのではなく、どこまでも基準法で與えられた労働者の權利を護つて行かうというのが、この保險なのであります。これまでの健康保險や厚生年金保險から業務災害に關する保險給付を一切取除いて、この保險にまとめましたのも以上の理由からでありまして、この保險ができたために、かえつて労働者は、使用者から直接補償を受けるよりも不利益となる樣な事が絶對にあつてはならないのです。これがまたこの保險の特色でもあり他の社會保險と根本的に違う點であります。

なお、この保險は、これまで災害を受けた労働者の保護について不充分の點が多々ありましたので、かりそめにも業務災害を受けた労働者の保護に缺けることのないよう充分徹底施設を行うことにいたしました。

◇労働者災害補償保險のあらまし

(一) 適用範圍

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

この保険は、労働基準法の適用を受ける事業のうちで、國の直營事業とか官公署とかを除いたすべての事業に、これを適用することといたしました。しかし、これらの事業のうちには、殆んど災害の發生を見ない危險性の少ない事業も相當に含まれていますので、この保險は、すべての事業に強制適用することをやめて、強制適用するものと任意適用するものとに、これを區分したのです。これは、危險性の少ない事業を一擧に強制適用して、その使用者に、保險料をかけ捨てにするような感じを與えることをさけたことと、事務の繁雜をさけるねらいがあつたからであります。次に強制適用事業と任意適用事業とを掲げて見ましょう。

一強制適用事業 〔これまでの工場法とか鑛業法とか勞働者災害扶助法の適用を受けていた事業と同一種類のものと考へてもらへばよろしいのです。〕

(一) 左に掲げる事業で常時五人以上の勞働者を使用するもの

(1) 物の製造、改造、加工、修理、洗淨、選別、包裝、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壞若しくは解體又は材料の變造の事業（電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。）

(2) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

(3)(4) 道路、鐵道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(二) 左に掲げる事業で常時勞働者を使用するもの又は一年以內の期間において使用勞働者延人員三百人以上のもの

(1) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壞若しくは解體又はその準備の事業

(3) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(4) 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業

(三) 左に掲げる事業（危險有害な事業）

(1) 馬力數合計三以上の原動機を使用する法第三條第一項第一號(イ)及び(ロ)に掲げる事業と同種類の事業で常時勞働者を使用するもの

(2) 馬力數合計二以上の原動機を使用して左に掲げる作業を行う事業で、常時勞働者を使用するもの

I 動力による木材加工

2 金屬、陶器、磁器、石膏、コルク、セルロイド、エボナイト、人造レヂン、骨、角又は貝の乾燥研磨

3 鑛石、固體燃料、硝子、土砂、貝又は骨の粉碎

4 針、釘、鉄、鋼球、金屬箔又は金屬粉の製造

5 鑵の目立

6 壓機による金屬の加工

7 金屬の切削、印刷、製本又は水洗濯

8 製綿、打綿、麻の梳解、ガラ紡、起毛又は反毛

(8) 左に掲げる作業を行う事業で常時勞働者を使用するもの

1 金屬の熔融又は精錬

2 金屬の熱處理

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

3 金屬の鍍金又は被膜加工
4 金屬の酸洗、腐蝕又は砂吹
5 電氣、ガス若しくはテルミット法を用うる金屬の熔接又は切斷
6 火氣を用うる金屬製品の處理
7 汽罐、鐵槽、鐵筒、鐵製金庫、自動車フェンダー等の槌打加工
8 電球類、眞空管類又はネオン管その他これに類する放電管の製造
9 乾電池又は蓄電池の製造
10 毒劇藥、毒劇物若しくはこれに準ずる毒劇性料品の製造又はこれらの料品を用うる作業
（醫師、齒科醫師、獸醫師若しくは藥劑師が診療、治療、處置、調劑等の目的を以て取扱う場合又は學校、研究所、試驗所、病院等において試驗、實驗、研究等に用うる場合を除く。）
11 火藥、爆藥若しくは火工品の製造、加工若しくは貯藏又はこれらの料品を用うる作業
12 爆發性若しくは發火性料品の製造、加工又は取扱
（試驗、研究等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
13 引火性料品の製又はこれを用うる作業（試驗、研究等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）
14 酸素、水素、鹽素、一酸化炭素、亞硫酸ガス、硫化水素、アンモニアガス、アセチレンガス等危險若しくは衞生上有害なガスの製造又はこれらの料品を用うる作業（試驗、研究等のため危險又は害のない範圍において行う場合を除く。）
15 危險若しくは有害なガス、蒸氣又は粉塵の發散を伴う作業（その分量が少くて衞生上害のない場合を除く。）
16 壓縮ガス若しくは液壓ガスの製造又はこれらの料品を用うる作業
17 有機藥品、樹脂樣物質、肥料、染料、香料又はその中間物の合成
18 合成又は熟分解による液體若しくはガス狀燃料の製造
19 天然ガスの採集
20 石炭、油頁岩、瀝靑物、木材、樹脂等の乾溜若しくは精製、鎭痛、タール等の蒸溜若しくは精製又はこれらの生成物若しくは殘渣を用うる製造
21 油脂の製造、精製、加工又は小分
22 動物の臟器又は排泄物を用うる製造
23 塗料、顏料、印刷用インキ又は繪具の製造
24 ゴム又はゴム製品の製造、加工又は再製
25 鑛石類、炭素質、石膏、セメント、陶磁器、硅藻鐵器類、煉瓦、人造砥石、耐火材料、研磨材料、骨、角又は貝の煅燒若しくは燒成
26 濕潤物、油脂又は溶劑を用うる加工紙布類の製造
27 毛皮の精製製革又は製膠
28 電氣分解
29 電氣業（發電所、變電所、蓄電所又は開閉所）
30 硝子の製造、鑄鐵、砂吹又は加熱加工
31 化學藥品による物品の漂白、ドライダイング又は染色

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

32 フェルト又は吹付羅紗（粉狀繊維を用うる模造羅紗）の製造

33 塗料の加熱乾燥若しくは焼付、塗料、染料若しくは繪具の噴霧塗裝又は漆の塗裝

34 ラヂウムその他の放射能物質より發する放射線、紫外線、エックス線、白熱光線、眩光等有害光線に曝露する作業（試驗、研究、診療等のため危險のない範圍において行う場合を除く。）

35 獸類の屠殺

(4) 常時五人以上の勞働者を使用する燒却又は清掃の事業

(5) 勞働者延人員三百人以上を使用する沈沒物の引揚の事業

二、任意適用事業

(1) 船舶による旅客又は貨物の運送の事業

(2) 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業

(3) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蠶又は水産の事業

(4) 物品の販賣 配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

(5) 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

(6) 映畫の製作又は映寫、演劇その他興業の事業

(7) 郵便、電信又は電話の事業

(8) 教育、研究又は調査の事業

(9) 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

(10) 旅館、料理店 飲食店、接客業又は娯樂場の事業

(11) その他勞働基準法による命令で定める事業又は事務所

（二） 保險加入者と保險給付を受ける者

一、この保險では、保險關係の成立している、使用者のことを保險加入者というていますが、これは、普通民間の保險でいう保險契約者に當るものと考えてもらえばよいのです。

使用者というのは、單に事業主だけではなく經營擔當者やその他勞働關係での利益代表者をも含めて呼んでいますので、事業によつては、幾人もの使用者がいる場合も考えられます。しかし、この保險ではなるべく事業主である使用者に保險加入者となつてもらう考えであります。なお、土木建築事業のように事業が數次の請負によつて行われる場合には、實際の問題として誰が使用者となるのか甚だ複雜となりますので、こんな場合に限つて、元請負人のみを使用者と定め、その責任を明かにしました。

二、つぎに、この保險で、保險給付を受ける者は、いうまでもなく勞働者であります。しかし、もし勞働者が死亡したようなときには、その遺族とか、勞働者の死亡當時その收入によつて生活を支えられていた者とかが、保險給付を受ける者となるのです。遺族の順位については勞働者の配偶者（婚姻の屆出をしないでも事實上婚姻と同樣の關係にあるものを含む）を第一番とし、配偶者がいないときには、勞働者の子、養父母、實父母、孫、養父母の父母、實父母の父母の順序によつて、これを定めることといたしました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

(三) 保険関係の成立と消滅

この保険では、保険関係の成立とか消滅とかむづかしい字句を使っていますが、これは、一般に使われている保険契約の成立とか消滅とほぼ同様のものと考えてもらってよいのです。

一、強制適用事業の場合には、その事業が開始された日とか、その事業が強制適用事業となった日から保険関係は成立し、任意適用事業の場合には、使用者が保険加入の申込をし、政府は、これを承諾した日から保険関係は、成立するものといたしました。

ここで、任意適用事業の使用者は、保険の加入申込をする際に、自分自身の考えによつて申込をする場合と、労働者の過半数の希望によつて止むなく申込をする場合との二通りの場合がありまず。これは、この保険は、労働者の福利を図るのが目的でありますので、たとえ、任意適用の事業であつても、労働者が保険加入を希望するならば、その意思を尊重して、使用者が保険加入の申込をしなければならないとしたからであります。

保険関係が成立した使用者は、その日から五日以内に、次のような概算保険料算定基礎報告書を都道府県の労働基準局長に出さなければなりません。しかし有期事業（土木建築事業のように何日から何日までと事業の期間が限定される事業をいう）に限つて、その使用者には成立日前十日までに、この報告書を出してもらうこととしました。

様式第一號（用紙日本産業規格B５）（労働者災害補償保険法施行規則第四條乃至第七條）

労働者災害補償保険

概算保険料算定基礎報告書

保険関係成立記録番號	第　號				表示	
事業場	名称		所在地			
概算保険料算定の基礎の期間	年　月　日から　年　月　日まで				常時使用労働者数	人
保険料率の等級	事業の種類	上記期間中に使用する全労働者の算定延人員	左記算定延人員の見込賃金総額	賃金一円につき保険料の額	概算保険料	事業の概要
等級		人	円	厘	円	
計						
記事	備考5參照					

年　月　日

使用者の住所及び氏名
（法人のときは所在地・名称及び使用者の氏名）

㊞

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

備考

1. 「保險關係成立記號番號」欄には，勞働者災害補償保險法施行規則「以下規則という。」第六條又は第七條の規定によつて報告する場合に限り記載すること。
2. 「表示」欄には，次　ように記載すること。
（イ）規定第五條の規定によつて提出するとき「保險加入申込」
（ロ）規則第七條の規定によつて報告するとき「變更」
3. 「保險料率の　級」欄及び「事業の種類」欄には，保險料率表の分類に從つて記載すること。一の事業場で保險料率の異る事業が營まれるときは，「保險料率の等級」欄から「概算保險料」欄までの各欄は，料率の等級別に區分して記載すること。若し區分できないとは，それらの事業のうち最も高い料率の等級によること。
4. 「事業の概要」欄には，事業の狀態及び詳細な分類を知るに必要な事項を記載すること。例えば製造事業については生產品目・製造工程　，土木建築工事については設計の概要を記載すること。欄內に記入しきれないときは，附箋又は別紙に記載すること。
5. 「記事」欄には，次のやうに記載すること。
（イ）規則第四條の規定によつて報告する場合
（A）一般事業（有期事業以外の事業）については「　月　日事業開始」又は「　月　日強制適用事業となる。
（B）有期事業（土木建築等事業の期間が豫定される事業）については「　月　日工事開始の豫定　月　日工事終了の豫定」
（ロ）規則第五條の規定によつて提出する場合
（A）有期事業については「　月　日工事終了の豫定」
（B）勞働者災害補償保險法第七條第二項の規定に基くものについては「勞働者の過半數が保險關係の成立を希望するため保險加入の申込をする。」
（ハ）規則第七條の規定によつて報告するときは，變更の年月日及び原因を記載すること。（變更前及び變更後の事實は，各々相當欄に
「變更前　何々　變更後　何々」又は「變更前　何程　變更後　何程」と記載すること。
（ニ）保險料を分割して納付したいときには，その旨記載すること。
（ホ）保險料納入告知書その他この保險に關する書類を，使用者の住所以外において受け取りたいときには，その旨及び宛名を記載すること。

二、次に保險關係の成立している事業が廢止されたとか、終了した場合には、一般にその翌日から保險關係が消滅するものと致しました。そして任意適用事業で保險關係が成立しているものについては政府の承諾があつた日の翌日から保險關係が消滅するものとしました。從つて任意適用事業の使用者で、保險加入した者は、この保險から脫退しようとする場合には、政府の承諾を得なければなりません。この政府の承諾を得ますには、保險加入してから一年經過していることと、その事業に使用されている勞働者の過半數の同意があつたことの二つの要件が備わらなければなりません。

（四）保險する災害補償費の範圍

この保險で、保險する災害補償の範圍は、次の通りであります。

（1）療養補償費（療養費中百圓を超える部分）

勞働者が業務上負傷したり、疾病にかゝつた場合には、使用者は、自分の費用で必要な療養を行つたり、或は又必要な療養の費用を負擔しなくてはなりません。この保險は、使用者に代つてこの療養補償費を直接勞働者に支拂うのですが、百圓までのわずかな療養費を一々勞働者から請求してもらつて、これを支拂うと云うのは、どうかすると勞働者に權利を拋棄させる結果となつて返つて勞働者に不利益をかけますので、輕易な療養費については、直接使用者からもらつていただき、こゝでは、百圓を超える部分の療養費だけを保險することとしました。

なお、療養補償費と云うのは（イ）診察（ロ）藥劑又は治療材料の支給（ハ）處置、手術その他の治療（ニ）病院又は診療所（ヘ）の收容（ホ）看護と移送に對する費用であります

（2）休業補償費（休業七日を超える部分に對する休業一日につき平均賃金の百分の六十）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

身體障害等級及び災害補償表

等級	災害補償
第一級	一三四〇日分
第二級	一一九〇日分
第三級	一〇五〇日分
第四級	九二〇日分
第五級	七九〇日分
第六級	六七〇日分
第七級	五六〇日分
第八級	四五〇日分
第九級	三五〇日分
第十級	二七〇日分
第十一級	二〇〇日分
第十二級	一四〇日分
第十三級	九〇日分
第十四級	五〇日分

労働者が業務上負傷したり、又は疾病にかゝつて、働くことができず賃金を受けないときは、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければなりません。この保険は、使用者に代つて、この休業補償費を直接労働者に支拂うのですが、療養補償のところでいましたように、七日までの部分については、これを保險しないで七日を超える部分の休業についてだけ保險することとしたのです。したがつて、七日までの休業については、使用者は、これを負擔しなくてはなりません。

(3) 障害補償費

労働者が業務上負傷したり、又は疾病にかゝつて、なおつたときに身體障害を殘した場合には、使用者は、その障害の程度に應じた障害補償を行わなければなりません。この保險は使用者に代つて、上のような障害補償費を直接勞働者に支拂うのであります。

(4) 遺族補償費（平均賃金の千日分）

勞働者が、業務上死亡した場合には、使用者は、その遺族又は勞働者の死亡當時その收入によつて生計を維持していた者に對して平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければなりません。この保險は、使用者に代つて、この遺族補償費を直接遺族又は勞働者の收入によつて生計を維持していた者に支拂うのであります。

(5) 葬祭料（平均賃金の六十日分）

勞働者が、業務上死亡した場合には、使用者は、葬祭を行つた者に對して平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければなりません。この保險は、使用者に代つて、この葬祭料を直接葬祭を行つた者に支拂うのであります。

(6) 打切補償費（平均賃金の千二百日分）

勞働者が業務上負傷したり又は疾病にかゝつて療養を始めてから三年を經過しても、その負傷と疾病がなおらなかつた場合には、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行うて、その後の補償を行わなくてもよいことになつています。この保險では、使用者に代つてこの打切補償費を支拂うのでありますが、傷病勞働者を充分保護する立前から、三年を經過したから直ちにこれを打切つてしまうということをしないで、どうしても治癒する見込のない者だけにこれを支拂うこととしたのです。したがつて、治癒の見込の立つものについては、三年を經過しても休業補償費や療養補償費を支拂うつもりでありますし、なお打切補償費を支拂うたからといつて、そのまゝに放つておかずに保險施設によつて其の後の面倒をみて行く考えであります。

(2) 平均賃金

これまでの補償費のところで、平均賃金という字句を度々使つて參りました。これから平均賃金について說明して見ませう。

(イ) 勞働者が業務上で負傷したり、疾病にかゝつたり、又は死亡することを事故の發生と言いま

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

す。平均賃金を計算するのには、まづ事故の發生した日以前の三ケ月間に勞働者に對して支拂われた金錢とか物とかのすべての賃金を計算するのです。そしてこの總賃金のうちから臨時に支拂われたような賃金（例えば越冬資金とか餓死突破資金とか言つたようなもの）とか、三ケ月を超える期間ごとに支拂われたような賃金（例えば賞與のようなもの）とか、通貨以外のもので支拂われる賃金でどうしても金錢に換算することのできないようなものは、これを除くのです。こうして出した三ケ月間の總賃金を、その三ケ月間の總日數（これは場合によつて八十九日、九十日、九十一日、九十二日になります）で割つた結果のものが、原則としての平均賃金となるのです。

しかし、この原則で行きますと三ケ月間に病氣や其他のことで一ケ月も二ケ月も休んだというような場合には、日給者にとつてはこの間の總收入が少なくなり、從つて平均賃金は不當に少額となつて不利益となる心配が多分にありますので、これを防ぐ爲に最低基準を設けることとしました。

(ロ) 卽ち、日給者には、純粹に日給だけのものと、本給は日給であるが家族手當は月極めであると云つたようなものがあります。日給だけの者については、三ケ月間の總收入を其間に働いた日數で割つた（一日分の日給）ものの六割を平均賃金の最低基準とし、本給は日給であるが家族手當の總額を三ケ月間の總日數で割つて、一日分の家族手當を出し、これに日給一日分の六割を加えた額を平均賃金の最低基準とする事としたのです。

(ハ) なお、產前產後で休業した者や、使用者の責任に歸屬することで休業した者や試の歸傭者などについては(イ)(ロ)によつて平均賃金を定めることは酷でありますので、これらの日數とその期間中の賃金はいづれも計算に入れないこととしました。また賃金締切日がある場合には直前の賃金締切日から起算するとか、雇入後三ケ月に滿たない者については、雇入後の期間とするかとの特例を認

めたのです。

(ニ) 日傭については、事業別職業別に近く別に平均賃金を定めるつもりでいます。

以上は大體の平均賃金の計算方法でありますが、この平均賃金の算出の基礎となります賃金について、更に說明を加えて見ませう。

こゝで賃金と云いますのは、賃金、給料、手當、賞與その他名稱の如何を問わず、勞働の對價として使用者が勞働者に支拂うすべてのものをいうのでありまして、家族手當、物價手當、勤務地手當　住宅手當などすべて勞働の對價として支拂われるものと解するのであります。

(五) 障害補償費、遺族補償費、打切補償費の分割支拂

障害補償費や打切補償費は、いづれも勞働能力の損失に對して、これを補償するものであり、遺族補償費は、その遺族の生活を保障するものであります。したがつて、これらの補償費は一時に支拂うよりもむしろ一定期間分割して支拂う方が、勞働者のためにも遺族のためにもよい結果をもたらす場合は多いのではないかと考えられます。しかもこの保險では、災害を受けた勞働者に職業の再教育とかその他色々と再起の道を考えていますので、その保護の高全を期する上からもこれらの補償費を分割して支拂うことが適當であると思われるのです。それで、遺族補償費や打切補償費については、原則としてこれを六年に分割して支拂うこととし、障害補償費については、原則として補償費の額に應じてこれを六年（一級―六級）、四年（七級）、三年（八級）、二年（九級、十級）に分割して支拂うこととしたのです。

しかし、この分割支拂いも、もと〳〵勞働者や遺族のことを考えて設けたのでありますから、分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

種別	等級	支給期間	支給年額
障害補償費	第一級	六年	労働基準法第十二條の平均賃金の二四〇日分
	第二級	六年 同	二一三日分
	第三級	六年 同	一八八日分
	第四級	六年 同	一六四日分
	第五級	六年 同	一四二日分
	第六級	六年 同	一二〇日分
	第七級	四年 同	一四六日分
	第八級	三年 同	一五五日分
	第九級	二年 同	一七八日分
	第一〇級	二年 同	一三七日分
遺族補償費 打切補償費		六年 同	一八〇日分
		六年 同	二一五日分

割して支拂うことが労働者や遺族に不利益となつたり、適當でないと考えられる場合には、いつでも、一時にこれを支拂うこととしました。したがつて、只今のような貨幣價値の變動のはげしいときに分割してこれを支拂うことが非常に労働者や遺族に不利益となりますので、當分の間分割拂はいたさない方針であります。

(六) 保險施設

この保險は、労働者が業務災害を受けた場合にその補償を受ける權利を完全に護つて行かうというものでありますが、これだけでは業務災害を受けた労働者を充分に保護するものとはいうことができません。そこで、災害を受けた労働者のために、直營病院や療養所を作るばかりではなく、外科後處置の施設とか傷いた人の維持を圖るための保養所の建設とか、義肢の支給とか、或は轉職には、青英資金の制度を作つたり、託兒所を建設したり、生活相談所等を作つて、労働者には心配

なく働いていただくことを考えておるのです。これが保險の施設を擴充して行き労働者の保護の完璧を圖るつもりであります。

(七) 保險料

この保險は、労働者の補償を受ける權利を護らうとする反面使用者の經濟的な危險分散を圖るために設けたのであります。したがつて、保險料は、使用者だけにこれを負擔してもらうのであつて、労働者には一錢の負擔もかけないこととしています。この點、健康保險や年金保險とは根本的に違つているのです。

保險料は、賃金總額に一定の保險料率をかけて計算するのですが、賃金總額というのは使用者がすべての労働者に支拂つた賃金、給料、諸手當、賞與その他名稱の如何に拘らず労働の對價として支拂つたすべてのものの總額（但し、三ケ月を超える期間毎に支拂つた賞與のようなものはこれから除く）をいうのであります。

なお、こゝにいう労働者とは、前に云つた使用者でない者全部をいうのでありまして、智能労働とか筋肉労働とかの別なく、とも角、使用者でない者が全部労働者なのであります。

(1) 保險料率

保險料率は、原則として過去五ケ年間の災害統計を基礎として、主務大臣がこれを定めることといたしました。しかし、この保險の施行後五ケ年間は、この原則によつて保險料率を定めることが、實際上できませんので、この期間中は、主務大臣が労働者災害補償委員會に諮つてこれを定めることとしました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

保險料率表

等級	賃金一圓當りの保險料	事業の種類 工業	鑛業	土木建築事業	その他の事業
第一級	四四			2.1. 地下鐵道建設工事 水力發電用建設土木工事	2.1. 沖仲仕業 濱仲仕業
第二級	二五			2.1. 隧道工事 鐵骨、鐵筋又は鐵筋コンクリート造家屋建築工事 4.3. 工作物の破壞工事 その他の土木建築工事	
第三級	一八	金屬精錬業	4.2.1. 鑛業 砂鑛業 石切業 土石又は鑛物採取の事業	2.1. 土地整理工事 2.2. 道路工事 3.2. 舗裝工事 4.3. 河川工事 5.4. 鐵道軌道工事 6.5. 橋梁工事 7.6. 機械器具の組立又は据付工事	2.1. 沈沒物の引揚 埋沒物の發掘
第四級	一〇	1. 金屬工業（金屬精錬業を除く。） 2. 機械器具工業 ガス、電氣又は水道業		2.1. 建築工事 家屋附帶設備工事	1. 貨物取扱事業（沖仲仕業及び濱仲仕業を除く。） 2. 林業
第五級	六	1. 化學工業 2. 窯業又は土石工業 3. 製材又は木製品工業			交通運輸事業
第六級	二	1. 紡織工業 2. 食料品工業 3. 印刷又は製本業 4. その他の工業			その他の事業

右の保險料率表は、過去三ケ年間の正確な災害統計によつて、算定したものですが、こん後實績によつて改正を加えて行くつもりであります。

こゝで、この六階級に區分した保險料率の適用について注意してもらうことがらは、一の事業場において二以上の等級に該當する事業が行われるような場合には、保險料率の等級別に賃金總額が區分されるときは別々に保險料率を適用し、區分されないときは高い方の保險料率を適用することであります。

なお、常時三百人以上の勞働者を使用する事業において、過去五ケ年間の災害率が同種事業の災害率にくらべて著しく高率であるとか低率である場合は、その事業についての保險料率を上げたり下げたりしまして、保險料の負擔に不公正にならないようにいたしました。

(2) 概算保險料

この保險は、一種の損害保險でありますから損害保險の常態に習つて保險料を前納してもらうことといたしました。したがつて、使用者には、當初においては賃金總額も正確に定まつていませんので、その見込額によつて保險料を納入してもらわなければならないのです。こゝではこの保險料のことを概算保險料と呼ぶことにしています。

概算保險料を納入する場合において、事業は繼續して行われるものと、行われないものとによつて、その納入方法が次のように違つてまいります。即ち、期間に定めなく繼續して行われるような事業については、原則として毎年四月一日から翌年の三月末日（保險年度と呼んでいます）までのすべての勞働者に支拂われる賃金總額の見込額によつて概算保險料を算定し、これを保險加入の日から三十日以内に納入してもらうのです。また土木建築事業のように何日から何日までとその事業

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

の期間が譲定される有期事業については、事業の全期間に使用するすべての労働者に支拂われる賃金總額の申込額によつて概算保険料を算定し、これを保険加入の日から十四日以内に納入してもらうのであります。

概算保険者は、以上のように保険加入の當初に納入することが原則でありますが、保険加入者の負擔の便宜を考えて、もし保険加入者が希望するならばこれを分割して納入する途を考えました。即ち、繼續事業では、年三回に分割してこれを納入することができるものとし、第一期は四月一日から七月末日までの分、第二期は八月一日から十一月末日までの分、第三期は十二月一日から翌年の三月末日までの分としたのです。そして期間の定めのある有期事業では、事業の期間が一年を超えるものについてだけ保險料を各年毎に分割して納入することができるようにしました。なお、繼續事業の使用者で前に云つた保險年度の中途から保險に加入するものについては、概算保險料はその加入の日から保險年度の末日までの分を納入してもらえばよいのであつて、もし分割納入を希望するならば、その期に所屬する部分の保險料だけを先づ納入してもらえばよいのであります。

(3) 概算保險料の追徴

概算保險料は、保險加入者の申出を基礎として計算するのでありますから、保險年度の中途とか、或は保險期間の中途で、事業の擴張とか設計の變更等があつて、その基礎となる賃金總額の見込額に著しい變更を見るような場合もありますし、またその算定の基礎に誤りのあることが發見される場合もあるわけであります。そこで、こんな場合、この保險では、概算保險料の追徴をいたすこととしていますので、保險加入者には、變更があつた日から五日以内に變更届を出してもらわなければなりません。

(4) 保險料の精算

この保險では、前にも云つたように、保險加入の當初において、概算保險料を納入してもらうのであります。したがつて、保險年度の終りとか、事業が終了したときに初めて正確な賃金總額は定まりますので、この正確に定まつた賃金總額によつて算定した保險料で、これを精算することとしたのです。即ちもしこの正當な保險料は、概算保險料にくらべて少ない場合には、取り過ぎた保險料を返還し、多い場合には、不足分の保險料を追徴することとしたのです。

しかし、實際の問題として、繼續事業などでは、その都度過剩分の保險料を返還するというのが、事務上繁雜となりますから次期の概算保險料の一部にこれを充てる便法をとることとしました。この場合において、政府は、この旨保險加入者に通知することは云うまでもありません。

なお、保險加入者は、保險年度の終つたときとか、事業が廢止又は終了したときに、次のような確定保險料算定基礎報告書を五日以内に都道府縣の勞働基準局長に提出しなければなりません。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

様式第三號（用紙日本標準規格B5・赤刷）（勞働者災害補償保險法施行規則第八條乃至第十條）

勞働者災害補償保險

保險關係成立記號番號	第　號	確定保險料算定基礎報告書					
事業場	名稱			（所在地）			
確定保險料算定の基礎の期間		年　月　日から　年　月　日まで　日間					
保險料率の等級	事業の種類	上記期間中に使用した全勞働者の延人員	左記延人員に對する賃金總額	賃金一圓當りの保險料	確定保險料		事業の概要
第　級		人	圓	厘	圓		
計							
記事（備考3參照）							

年　月　日

使用者の住所及び氏名

（法人のときは所在地名稱及び使用者の氏名）

備　考

1. 保險料率の等級」欄及び「事業の種類」欄には，保險料率表の分類に從つて記載すること。一の事業場で保險料率の異る事業が營まれたときは，「保險料率の等級」欄から「確定保險料」欄までの各欄は，料率の等級別に區分して記載すること。若し區分できないときは，それらの事業のうち最も高い料率の等級によること。
2. 「事業の概要」欄には，事業の狀態及び詳細な分類を知るに必要な事項を記載すること。なお，概算保險料算定基礎報告書に記載した事業の概要と全く同じであるときは，その旨を記載して内容を省略すること。
3. 「事業場」欄には，次のやうに記載すること。
   （イ）勞働者災害補償保險法施行規則第九條の規定によつて報告するとき「　月　日事業廢止」又は「　月　日工事終了」等
   （ロ）同規則第十條の規定によつて報告するとき「當事業場は何々により（例えば，物品販賣業であるから）任意適用事業で且つ使用勞働者の過半數の同意を得たので，保險關係を消滅させたい。」
   （ハ）保險料納入告知書その他この保險に關する書類を，使用者の住所以外において受け取りたいときには，その旨及び宛名を記載すること。

（八）保險給付の請求

この保險は、勞働者が業務災害を受けたときに、使用者に代つて、その補償費を支拂うものでありますから、勞働者が業務災害を受けた場合には、直ちに次のような請求書に必要な事項を記入して、政府にその補償費を請求すればよいのであります。

しかし、そのときの事情によつて、使用者は直接勞働者にその災害補償費を立替えるような場合も相當あると考えられますので、あくまでも右の原則をとることをやめて、こんな場合には、委任の形式で使用者に補償を直接支拂うこととといたしました。これは、勞働者に支拂われるような補償費のようなものは、迅速であればあるだけ勞働者にとつて有利となりますので、この便法をとることとしたのであります。

なお補償費の種類によつてその請求書を次のように區分いたしました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

様式第六號（一）〔用紙兩面使用のときは日本標準規格B5、片面使用のときは日本標準規格B4〕

労働者災害補償保険療養補償費請求書

第　回目〔同一傷病についての請求回数〕

二六

保険關係成立記號番號　第　號

災害の原因及び發生狀況　※

傷病者（業務の種類）※

（氏名男女別及び生年月日）男　年　月　日生　女　年　月　日生

負傷又は發病年月日　年　月　日

使用者の證明　※

前記の者は當事業場の勞働者で、右のとおり業務上負傷したことを證明します。

年　月　日

事業場の名稱及び使用者の氏名　罹病

位部の害傷及び名病傷

要概の過經の傷病

月　日治療・轉・死亡・癒治的理物は又移轉・添附・矯正の必要について經過その他（狀症等）なお參考となる事項はその方法

要摘及び分區	金額
初診年月日	円
入院看護年月日から年月日まで日間	
通院年月日から年月日まで日間	
轉地療養年月日から年月日まで日間	
療養費（種類・回數・數量等）（種類・回數・數量等）物理的療法（種類）回	
處置、手術その他	
藥剤又は療治材料	
計	
診療所在地及び名稱	
初診年月日	
轉歸	
治癒・死亡・轉醫・中止	
實日數	日
通院	日
轉地療養	日

上記以外の療養費請求書（内訳別紙）　枚　内おのおの　枚

合計

保険給付の分（同一傷病について100円）※

合計金額のうち　保険給付を受けるべき分　※

傷病者の委任

前記保険給付の受領を、住所及び氏名に委任します。

年　月　日

委任者（傷病者）の住所及び氏名

内譯前記のとおり

一金　円也請求します。

年　月　日

請求者（傷病者）の住所及び氏名

郵（道府縣）勞働基準局長殿

希望郵便局名

受領の局

醫師又は歯科醫師の證明

右のとおり相違ないことを證明します。

年　月　日

診療所在地及び名稱

醫師氏名　㊞

備考

一　第二回以後の請求書には、※印の欄は記載を要しない。

二　様式中「男、女」「負傷、癒亡、醫」及び「片往」「復」とある部分の該當しない文字は消すこと。

三　記載する必要のない欄には斜線を引くこと。

四　「療養費の區分、摘要及び金額」は、醫師等がまたその料金を受け取らない場合においても記載すること。

五　他の醫師等について療養した費用は「上記以外の療養費」欄に記載し、且つその費用の請求書又は受取書（ともにその費用の詳細な内譯を記載したもの）を添附すること。

六　同一傷病についての療養費中百圓は使用者の負擔とし、百圓を超える部分について、保険給付をする（政府から支拂う）のであるから、第一回目請求書に限つて「合計」から百圓を引いた殘額を保険給付を受けるべき分一欄に記載すること。

七　傷病者が都合によつて、保険給付の受領を、使用者、醫師等に委任するには、「傷病者の委任」欄に所要の記載をして印を押すこと。

八　請求金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用い、一、二、三、十、廿、卅などの文字を用いないこと。

九　日本銀行本支店又は代理店のない地については、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775083

様式第六號(二)（用紙兩面使用のときは日本標準規格B4 片面使用のときは日本標準規格B5）

勞働者災害補償保險 休業補償費 障害補償費 打切補償費 請求書

第　回目（同一傷病についての請求回數）

保險關係成立記號番號	第　號
傷病者の業務の種類	※
氏名 男女別及び生年月日	男 女 年 月 日生
平均賃金	金
災害の原因及び發生狀況	※
傷病名及び傷害の部位	
負傷又は發病年月日	年 月 日
傷病の經過の概要	年 月 日 治癒 死亡 轉醫

休業補償費	
療養のため勞働することができなかつた期間	月 日から 月 日までのうち 日間
上記期間のうち保險給付を受けるべき日數	日
保險給付額	金
醫師又は齒科醫師の意見	前記の者は前記傷病により前記期間中療養のため勞働することができないものと認めます。 年 月 日 診療所所在地、職及び氏名 ㊞
使用者の證明	前記の者は當事業場の勞働者で、前記のとおり業務上負傷し、罹病し、前記期間中療養のため勞働することができなかつたので賃金を受けないこと並びに平均賃金は前記のとおりであることを證明します。 年 月 日 事業場の名稱及び使用者の氏名 ㊞

障害補償費	
障害の狀態の詳細	（圖を以て示すことのできるものは別紙に書いて添附すること）
勞働者災害補償保險法施行規則第二十條による身體傷害等級	第　級
保險給付額	金
醫師又は齒科醫師の診斷	前記の者は、上記のとおり身體障害があるものと認めます。 年 月 日 診療所所在地、職及び氏名 ㊞

打切補償費	金
保險給付額計	金
添附書類のあるときはその表示	

傷病者の委任	前記保險給付の受領を、（住所及び氏名） に委任します。 年 月 日 委任者（傷病者）の住所及び氏名 ㊞

前記の保險給付を請求します。

年 月 日

請求者（傷病者）の住所及び氏名 ㊞

都（道府縣）勞働基準局長殿

受領希望の郵便局名	

備考

一 第二回目以後の請求書には、印の※は記載を要しない。

二 様式中「治癒 死亡 轉醫」及び「負傷 罹病」とある部分の該當しない文字は消すこと。

三 記載する必要のない欄には斜線を引くこと。

四 金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用い、一、二、三、十、廿、卅などの文字を用いないこと。

五 「平均賃金」欄には、勞働基準法第十二條の規定による額を記載すること。

六 「上記期間のうち保險給付を受けるべき日數」欄には、第一回目請求書に限つて、療養のため勞働することができなかつた日數から七日を引いた日數を記載すること。

七 傷病者が都合によつて、保險給付の受領を、使用者等に委任するには、「傷病者の委任」欄に所要の記載をして印を押すこと。

八 同一事業場所屬の傷病者が多數あつて、療養擔當者もまた同じであるときは、第二回目以後の休業補償費は、この様式の所定事項を一覽表に記載して請求書に添附し、一括して請求してもさしつかえない。

九 日本銀行本支店又は代理店のない地にあつては、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

様式第六號(三)(用紙兩面使用のときは日本標準規格B4 片面使用のときは日本標準規格B5)

勞働者災害補償保險遺族補償費葬祭料請求書

保險關係成立記號番號	第　　號	死亡者(災害を受けた當時の業務の種類)※	氏名男女別及び生年月日	男 女　年　月　日生	平均賃金	金
災害の原因及び發生の狀況	※		負傷又は發病年月日	年　月　日	死亡の年月日	年　月　日
使用者の證明	前記の者は當事業場の勞働者で業務上死亡したこと並びに平均賃金は前記のとおりであることを證明します。　年　月　日　事業場の名稱及び使用者の氏名　印					
遺族補償費	遺族補償費を受けるべき順位者の氏名	生年月日	死亡者との續柄又は關係及び生計上の關係	各人の受けるべき遺族補償費	添附書類の表示	
	(計　人)			計　　圓		
	請求金額	金				
葬祭料	請求金額	金	葬祭料を受けるべき者の氏名及び死亡者との續柄又は關係			
遺族補償費と葬祭料との計(請求金額)	金					
補償を受けるべき者の委任	前記遺族補償費(請求金額)、葬祭料の受領を、(住所及び氏名)　　に委任します。　年　月　日　委任者(補償を受けるべき者)の住所氏名及び調印					

前記の保險給付を請求します。

年　月　日　請求者(補償を受けるべき者の住所、氏名及び調印

都(道府縣)勞働基準局長殿

希望の郵便局 受領	

備考

一、遺族補償費の請求者と、葬祭料の請求者が異る場合には、各別に請求書を作成すること。

二、既に休業補償費を請求した傷病者が、同一の傷病により死亡した場合には、※印の欄は記載を要しない。

三、記載する必要のない欄には斜線を引くこと。

四、金額は、壹、貳、參、拾などの文字を用ひ、一、二、三、十、廿、卅などの文字を用いないこと。

五、「平均賃金」欄には、勞働基準法第十二條の規定による額を記載すること。

六、遺族補償費を請求するには、勞働者災害補償保險法施行規則第二十六條の規定により、所要の書類を添附すること。

七、補償を受けるべき者が都合によつて、保險給付の受領を、使用者その他の者に委任するには、「補償を受けるべき者の委任」欄に所要の記載をして印を押すこと。

八、日本銀行本支店又は代理店のない地にあつては、受領希望の郵便局名を所定欄に記載すること。

(九) 勞働者災害補償保險委員會

これまでの政府の行う事業というものは、全く政府の一方的な運營に委されていました。保險事業にしても、政府において勝手に保險料率を定めたり、剩余金の處分を獨善的に定めたりして、保險關係者のこれに對する參與を全然許さないで、一方的にこれを運營していたのです。こうした非民

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

主的な行き方は、憲法が實施された今日、許されるべき筈のものではありません。

この保險では、これまでの非民主的な運營方針をすつかり改めて、勞働者災害補償保險委員會といふ民主的な委員會をつくり、この委員會によつて保險の事業を運營することといたしました。

勞働者災害補償保險委員會は、民主的に選ばれました勞働者の代表委員、使用者の代表委員、公益を代表する委員各同數でこれを組織するのでありまして、保險事業に關する重要な事項を審議するばかりではなく、法令改正の事業について意見をのべるのであります。

(十) 保險審査官と保險審査機關

この保險は、勞働者の保險について、手落ちのないよう色々と氣を配つているのでありますが、それでも保險給付の決定などについて異議の生ずる場合もあることと考えられるのであります。そこで、こんな場合には、簡易にこれを裁定する機關が必要とされますので、都道府縣に保險審査官一名と保險審査機關を設けることといたしました。保險審査機關は、勞働基準法に基いて各都道府縣に設置されている勞働者災害補償審査委員會を以てこれに充てるつもりであります。

したがつて、この保險の給付の決定について異議のある者は、先づ保險審査官に審査を請求しその決定に不服のある者は、更に保險審査機關に審査を請求し、その決定にまだ不服のある者は、裁判所に訴訟を提起すればよいのであります。

なお、保險料などの賦課又は徴收について不服のある者は訴願することができるのはもちろんでありまして、この場合にも先ず保險審査機關の審査を經てから、勞働大臣が、これを裁決することとしています。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 Ok3

File #2105

勞働關係法規

栃木縣勞政課

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

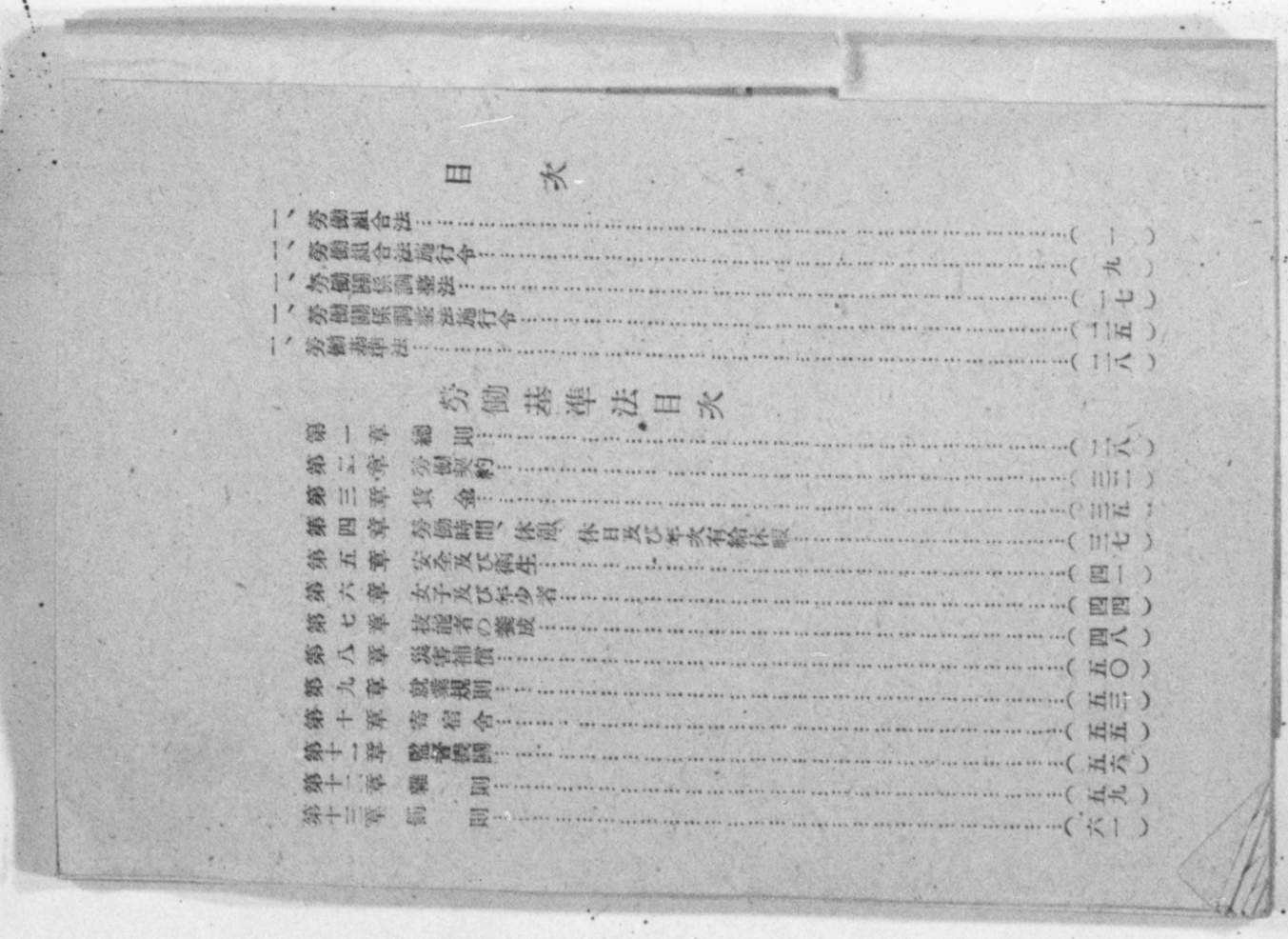

目次

一、労働組合法……（一）
二、労働組合法施行令……（一九一）
二ノ二、労働関係調整法……（一七一）
二ノ三、労働関係調整法施行令……（二五一）
労働基準法……（二八一）

労働基準法目次

第一章 総則……（二八）
第二章 労働契約……（三二）
第三章 賃金……（三三）
第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇……（三五）
第五章 安全及び衛生……（四一）
第六章 女子及び年少者……（四四）
第七章 技能者の養成……（四四）
第八章 災害補償……（四五）
第九章 就業規則……（五〇）
第十章 寄宿舎……（五三）
第十一章 監督機関……（五五）
第十二章 雑則……（五六）
附則……（五九）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

勞働組合法

（昭和二十年十二月二十一日法律第五十一號昭和二十一年三月一日施行）

第一章　總則

第一條　本法ハ團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

刑法第三十五條ノ規定ハ勞働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲メ爲シタル正當ナルモノニ付適用アルモノトス

第二條　本法ニ於テ勞働組合トハ勞働者ガ主體トナリテ自主的ニ勞働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一、使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ參加ヲ許スモノ

二、主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三、共濟事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四、主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

第三條　本法ニ於テ勞働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル收入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第四條　警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ勞働組合ヲ結成シ又ハ勞働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

ハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ勞働組合ノ結成及之ニ加入スレコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章　勞働組合

第五條　勞働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約竝ニ役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

第六條　前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ勞働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ勞働組合トシテ設立シタルモノ第二條ニ該當セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條　規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、名稱

二、主タル事務所ノ所在地

三、法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

四、目的及事業

五、組合員又ハ構成團體ニ關スル規定

六、會議ニ關スル規定

七、代表者其ノ他役員ニ關スル規定

八、組合資金ノ他會計ニ關スル規定

九、規約ノ變更ニ關スル規定

第八條　規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ勞働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條　勞働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ

第十條　勞働組合ノ代表者又ハ勞働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト勞働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス

第十一條　使用者ハ勞働者ガ勞働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコトヲ理由トシテ又ハ勞働組合ノ正當ナル行爲ヲ爲シタルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

使用者ハ勞働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脫退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ズ

第十二條　使用者ハ團體若ハ其ノ他ノ爭議行爲ニシテ正當ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ勞働組合ハ其ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十三條　勞働組合ハ非濟事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十四條　勞働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一、規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生

二、破　産

三、組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會ノ決議

四、第六條ノ規定ニ依ル決定

五、第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

第十五條　勞働組合屢法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ勞働委員會ノ申立ニ依リ裁判所ハ勞働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　勞働組合ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ因リテ法人タルモノトス

本法ニ規定スルモノノ外勞働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

勞働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十七條　民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條竝ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十六條第一項、第百三十七條及第百三十八條ノ規定ハ法人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス

第十八條　法人タル勞働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅及法人稅ヲ課セズ

第三章　勞働協約

第十九條　勞働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ノ勞働條件其ノ他ニ關スル勞働協約ハ書面ニ依リ之ヲ爲スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

勞働協約ノ當事者ハ勞働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以內ニ行政官廳ニ屆出ヅベシ

第二十條　勞働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二十一條　勞働協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ請意ヲ以テ之ヲ遵守シ勞働能率ノ增進ト產業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

第二十二條　勞働協約ニ定ムル勞働條件其ノ他ノ勞働者ノ待遇ニ關スル規準（當該勞働協約ニ依リ規準決定ノ爲設置セラレタル機關ノ存スルトキハ其ノ定メタル規準ヲ含ム以下同ジ）ニ違反スル勞働契約ノ部分ハ之ヲ無效トス此ノ場合ニ於テ無效ト爲リタル部分ハ規準ノ定ムル所ニ依ル勞働契約ニ定メナキ部分ニ付亦同ジ

第二十三條　一ノ工場事業場ニ常時使用セラルル同種ノ勞働者ノ數ノ四分ノ三以上ノ數ノ勞働者ガ一ノ勞働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ當該工場事業場ニ使用セラルル他ノ同種ノ勞働者ニ關シテモ當該勞働協約ノ適用アルモノトス

第二十四條　一ノ地域ニ於テ從業スル同種ノ勞働者ノ大部分ガ一ノ勞働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約當事者ノ雙方又ハ一方ノ申立ニ基キ勞働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ從業スル他ノ同種ノ勞働者及其ノ使用者モ當該勞働協約（第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム）ノ適用ヲ受クベキコトノ決定ヲ爲スコトヲ得協約當事者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同ジ勞働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該勞働協約ニ不適當ナル定アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告ニ依リテ之ヲ爲ス

第二十五條　勞働協約ニ當該勞働協約ニ關シ紛爭アル場合調停又ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ爭議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四章　勞働委員會

第二十六條　使用者ヲ代表スル者、勞働者ヲ代表スル者及第三者各同數ヨリ成ル勞働委員會ヲ設ク使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、勞働者ヲ代表スル者ハ勞働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ使用者ヲ代表スル者及勞働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委囑スベキモノトス

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

労働委員會ハ中央労働委員會及地方労働委員會トス特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別労働委員會ヲ設クルコトヲ得

労働委員會ノ委員及命令ヲ以テ定ムル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

労働委員會ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一十七條　労働委員會ハ第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一、労働爭議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査

二、團體交涉ノ斡旋其ノ他労働爭議ノ豫防

三、労働爭議ノ調停及仲裁

労働委員會ハ労働條件ノ改善ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二十八條　労働委員會ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條　労働委員會ハ其ノ事務ヲ行フ必要アルトキハ使用者又ハ其ノ團體、労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求メ、報告ヲ徵シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求メ又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員（以下職員ト稱ス）ヲシテ關係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第三十條　労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十一條　第三章ノ規定ハ労働委員會ノ關與シタル労働條件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス

第三十二條　一定ノ労働者ノ労働條件其ノ他ノ待遇特ニ適切ナラザルトキハ労働委員會ハ其ノ實情ヲ調査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政官廳ニ建議スルコトヲ得

前項ノ建議アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ關係使用者ニ對シ労働條件其ノ他ノ待遇ニ關スル規準ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ指示アリタル規準ハ關係使用者及關係労働者ニ付労働協約ト同一ノ效力ヲ有ス

第五章　罰則

第三十三條　第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ労働委員會ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ

第三十四條　第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條　第二十九條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ爲サズ若ハ虚僞ノ報告ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條　法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條　左ノ場合ニ於テハ勞働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一、第五條又ハ第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ屆出ヲ爲サズ又ハ虚僞ノ屆出ヲ爲シタルトキ

二、第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ爲サザルトキ

三、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四、第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

五、第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲サザルトキ

六、第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二條及非訟事件手續法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ檢査ヲ妨ゲタルトキ

第十九條第二項（第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シ屆出ヲ爲サズ又ハ虚僞ノ屆出ヲ爲シタルトキハ勞働組合以外ノ勞働協約ノ當事者（當事者團體ナルトキハ其ノ代表者ト云フ）ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

使用者第三十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以內ニ第五條ノ規定ニ準ジ屆出ヲ爲スベシ

登錄稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「產業組合聯合會」ヲ「產業組合聯合會、勞働組合」ニ、「產業組合法」ヲ「產業組合法、勞働組合法」ニ改ム

勞働組合法施行令

（昭和二十一年三月二十六日勅令第一〇八號）

第一條　勞働組合法（以下法ト稱ス）第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トス但シ同條第二項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ガ事務所ノ所在地ニ係ル場合ニシテ新所在地ト舊所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ新所在地ヲ管轄スル地方長官及舊所在地ヲ管轄スル地方長官トス

第二條　法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官勞働委員會ヲ決議ニ依リ之ヲ爲ス

第三條　地方長官法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スベシ

第四條　地方長官ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ三週間以內ニ其ノ理由ヲ具シ文書ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ厚生大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條　厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央勞働委員會ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ノ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條　法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナキ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時、同條ノ申立アリタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ効力ヲ生ズ

第七條　第五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ命令ニ之ヲ準用ス

第八條　勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官當該組合ヨリ勞働組合タル旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ交付スベシ法人タル勞働組合ヲ設立セントスル者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 0K3

ヨリ労働組合タリ得ベキ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同ジ

第九條　法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シテハ第十條乃至第十八條ニ定ムルモノノ外非訟事件手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條　法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第十一條　法第十五條第一項ノ申立ハ労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十二條　法第十五條第一項ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スベシ

第十三條　裁判所ハ遲滯ナク審問期日ヲ定メ労働組合ノ代表者ヲ呼出スベシ

審問期日ハ檢事及地方労働委員會ノ會長ニ之ヲ通知スベシ

第十四條　前條第一項ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル労働組合ノ代表者ハ自ラ出頭スルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非ザル者前項ノ代理人ト爲ルニハ裁判所ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條　審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ爲ス但シ安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ公開ヲ停ムルコトヲ得

第十六條　檢事及地方労働委員會ノ委員ハ審問ニ立會ヒ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條　裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

裁判所ハ期日ヲ定メテ前項ノ決定ヲ言渡スベシ

労働組合ノ解散ノ處分ニ係ル第一項ノ理由ニハ違反行爲ガ當該労働組合ノ組合員若ハ構成團體ノ

多數ニ依ル決議ニ基キ爲サレタルモノ規約ニ依リ權限ヲ有スル代表者其ノ他ノ役員ノ命令ニ基キ爲サレタルモノ又ハ此等ノ者ニ依リ組合ノ爲サレタルモノナルコトノ事實及證據ヲ示スコトヲ要ス

第十八條　労働組合ノ代表者、地方労働委員會ノ會長又ハ檢事ハ前條ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第十九條　法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シテハ第二十條乃至第三十條ニ定ムル所ニ依ルル

第二十條　法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ニハ左ノ事項ヲ揭グルコトヲ要ス

一、名稱

二、主タル事務所

三、目的及事業

四、代表者ノ氏名及住所

五、解散事由ヲ定メタルトキハ其ノ事由

第二十一條　労働組合ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條ニ揭グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條　登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條　労働組合ノ清算結了シタルトキハ清算結了ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコト

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

ヲ要ス

第二十四條　勞働組合ノ登記ニ付テハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス各登記所ニ勞働組合登記簿ヲ備フ

第二十五條　法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ハ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ規約第八條ノ證明書及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十六條　勞働組合ノ主タル事務所ノ移轉其ノ他第二十條ニ揭グル事項ノ變更ノ登記ハ代表者若ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十七條　勞働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十八條　勞働組合ノ清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ノ主務官廳ニ於ケル清算ノ結了ノ屆出ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十九條　登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十條　非訟事件手續法第百四十一條乃至第百五十一條ノ四、第百五十一條ノ六及第百五十四條乃至第百五十七條ノ規定ハ勞働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十一條　法人タル勞働組合ノ所得ニシテ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得稅及法人稅ヲ課セズ

法人タル勞働組合ハ法人稅法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第三十二條　法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該勞働協約ノ當事者タル勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官及當該勞働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場（其ノ所在地一定セザルモノヲ除ク）ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トシ同項ノ規定ニ依ル屆出ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當事者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス

第三十三條　法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種ノ勞働者ニ關シ勞働協約ノ適用アルニ至リタルトキハ使用者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ關係勞働者ニ周知セシムベシ

第三十四條　法第二十四條第一項ノ行政官廳ハ當該地域ヲ管轄スル地方長官トシ當該地域ガ二以上ノ都道府縣ニ亘ルトキハ厚生大臣トス

第三十五條　中央勞働委員會ハ厚生省ニ、地方勞働委員會ハ都道府縣毎ニ之ヲ置キ地方勞働委員會ニハ當該都道府縣ノ名ヲ冠ス

第三十六條　勞働委員會ハ別ニ定ムルモノノ外中央勞働委員會ハ二以上ノ都道府縣ニ係ル事務地方勞働委員會ハ當該都道府縣ニ係ル事務ヲ掌ル

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ法第二十七條第一項第二號又ハ第三號ノ事務ハ中央勞働委員會又ハ厚生大臣ノ指定スル地方勞働委員會ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

第三十七條　中央勞働委員會ノ委員ハ二十一人以内トシ厚生大臣之ヲ委嘱ス

地方勞働委員會ノ委員ハ十五人以内トシ地方長官之ヲ委嘱ス

前二項ノ委員ノ外必要アルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ臨時委員會ヲ委嘱スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官ハ勞働委員會ノ委員ヲ委嘱セントスル日ヨリ六週間前ニ使用者團體ニ對シ使用者ヲ代表スル者ヲ、法第五條第一項ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲シタル勞働組合ニ對シ勞働者ヲ代表スル者ヲ推薦スベキコトヲ請求シ請求シタル日ヨリ三週間ヲ經過シタル日ニ推薦アリタル者ノ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

氏名ヲ公表スルモノトス但シ勞働委員會ヲ設置セントスル場合ニ於テ使用者若ハ勞働者ノ意見ヲ代表スル適當ナル使用者側體又ハ勞働組合ナキトキ又ハ臨時委員ヲ委囑セントスル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

勞働委員會ノ委囑ニ付使用者團體若ハ勞働組合ノ推薦若ハ使用者ヲ代表スル者及勞働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ推薦アリタル者不適當ナルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ職權ヲ以テ委員ヲ委囑スルコトヲ得

第三十八條 特別勞働委員會ノ名稱、位置、管轄區域、所管事務、委員ノ定數其ノ他特別勞働委員會ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三十九條 勞働委員會ノ委員ノ任期ハ一年トス

委員ガ法令ニ違反シ刑ニ處セラレタル場合、衆議院議員選擧法第六條ノ規定ニ依リ被選擧權ヲ有セザルニ至リタル場合勞働委員會ニ出席スルコト能ハザルニ至リタル場合又ハ勞働委員會ノ決議ニ依ル議事其ノ他ニ關スル定ニ屢違反シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該勞働委員會ニ於テ他ノ出席委員全員ノ同意ヲ得テ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ但シ同條ノ規定ニ依リ被選擧權ヲ有セザルニ至リタル場合ニ付テハ委員ノ同意ハ之ヲ要セズ

委員ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於ケル補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第四十條 勞働委員會ニ會長ヲ置ク會長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之ヲ選擧ス

會長ハ會務ヲ總理シ當該勞働委員會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者會長ノ職務ヲ代理ス

第四十一條 勞働委員會ハ會長之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

勞働委員會ハ使用者ヲ代表スル委員、勞働者ヲ代表スル非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

勞働委員會ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ決議ニ依リ勞働委員會ノ招集又ハ議事ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 勞働委員會（特別勞働委員會ニ付テハ厚生大臣ノ指定スルモノニ限ル）ニ事務局ヲ置ク事務局ハ事務局長並ニ幹事其書記若干ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央勞働委員會ニ在リテハ厚生大臣、地方勞働委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ委囑ス

事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四十三條 關係官吏ハ會長ノ許可ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十四條 第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル勞働委員トハ第四十二條第一項ニ揭グル職員トス

第四十五條 第三十二條ノ行政官廳ハ地方勞働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ地方長官、中央勞働委員會ノ爲ス建議ニ關シテハ厚生大臣トス

第四十六條 第二十三條第二項ノ請求ハ當該違反行爲アリタル地ヲ管轄スル地方勞働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長書面ヲ以テ檢事ニ之ヲ行フ

第四十七條 本令ニ依ル地方長官ニ對スル屆出ハ當該所在地ヲ管轄スル勤勞署長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

第四十八條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官以外ノ行政官廳ヲ指定シテ本令ニ依ル地方

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

長官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ厚生大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

船員法ノ適用アル船員ニ關シテハ第三十二條中當該勞働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場（其ノ所在地ノ一定セザルモノヲ除ク）ノ所在地トアルハ當該勞働協約ノ當事者タル使用者又ハ其ノ團體ノ主タル事務所ノ所在地トス

前項ノ船員ニ關シテハ本令（前條ヲ除ク）中厚生大臣トアルハ運輸大臣、地方長官トアルハ海運局長、厚生省トアルハ運輸省、都道府縣トアルハ海運局ノ管轄區域トス

附　則

本令ハ勞働組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル勞働協約ニ付テハ其ノ當事者ハ本令施行ノ日ヨリ一週間以內ニ第三十二條ノ規定ニ準ジ屆出ヲ爲スベシ

勞働關係調整法

（昭和二十一年九月二十六日法律第二十五號）
（十月十三日施行）

第一章　總　則

第一條　この法律は、勞働組合法と相俟つて、勞働關係の公正な調整を圖り、勞働爭議を豫防し、又は解決して、產業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的とする。

第二條　勞働關係の當事者は、互に勞働關係を適正化するやうに、勞働協約中に、常に勞働關係の調整を圖るための正規の機關の設置及びその運營に關する事項を定めるやうに、且勞働爭議が發生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三條　政府は、勞働關係に關する主張が一致しない場合に、勞働關係の當事者が、これを自主的に調整することに對し助力を與へこれによつて爭議行爲をできるだけ防止することに努めなければならない。

第四條　この法律は、勞働關係の當事者が、直接の協議又は團體交渉によつて、勞働條件その他勞働關係に關する事項を定め、又は勞働關係に關する主張の不一致を調整することを妨げるものでないとともに、又、勞働關係の當事者が、かかる努力をする責務を免除するものではない。

第五條　この法律によつて勞働關係の調整をなす場合には、當事者及び勞働委員會その他の關係機關は、できるだけ適宜の方法を講じて事件の迅速な處理を圖らなければならない。

第六條　この法律において勞働爭議とは、勞働關係に關する主張が一致しないで、そのために爭議行爲發生してゐる狀態又は發生する虞がある狀態をいふ。

第七條　この法律において爭議行爲とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他勞働關係の當事者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行爲及びこれに對抗する行爲であつて、業務の正常の運營を阻害するものをいふ。

第八條　この法律において公益事業とは左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものをいふ。

一、運輸事業

二、郵便、電信又は電話の事業

三、水道、電氣又は瓦斯供給の事業

四、醫療又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央勞働委員會の決議によつて、業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を一年以内の期間を限り公衆事業として指定することができる。

前項の中央勞働委員會の決議においては、使用者を代表する委員、勞働者を代表する委員及び第三者である委員の各々の過半數の同意がなければならない。

主務大臣は、第一項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遲滯なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラジオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第九條　爭議行爲が發生したときは、その當事者は、直ちにその旨を勞働委員會又は行政官廳に屆け出なければならない。

第二章　斡旋

第十條　勞働委員會は、斡旋員候補者を委囑し、その名簿を作製して置かなければならない。

第十一條　斡旋員候補者は、學識經驗を有する者で、この章の規定に基いて勞働爭議の解決につき援助を與へることができる者でなければならないが、その勞働委員會の管轄區域内に住んでゐる者でなくても差し支へない。

第十二條　勞働爭議が發生したときは、勞働委員會の會長は、關係當事者の双方若しくは一方の申請又は職權に基いて、斡旋員を指名しなければならない。

但し勞働委員會の同意を得れば、斡旋員名簿に記されてゐる者の中から、斡旋員を指名することもできる。

第十三條　斡旋員は、關係當事者間を斡旋し、双方の主張の要點を確め、事件が解決されるやうに努めなければならない。

第十四條　斡旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を勞働委員會に報告しなければならない。

第十五條　斡旋員候補者に關する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條　この章の規定は勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の斡旋方法によつて、事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第三章　調停

第十七條　勞働關係調整法第二十七條第一項第三號の規定による勞働委員會による勞働爭議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條　勞働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、調停を行ふ。

一、關係當事者の双方から、勞働委員會に對して、調停の申請がなされたとき。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

二、關係當事者の双方又は一方から、労働協約の定に基いて、労働委員會に對して調停の申請がなされたとき。

三、公益事業に關する事件につき、關係當事者の一方から、労働委員會に對して、調停の申請がなされ、労働委員會が、調停を行ふ必要があると決議したとき。

四、公益事業に屬する事件につき、労働委員會が職權に基いて、調停を行ふ必要があると決議したとき。

五、公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官廳から、労働委員會に對して調停の請求がなされたとき。

前項の規定によつて地方労働委員會又は特別労働委員會の行つた調停が成らなかつたときは、中央労働委員會は、關係當事者の双方若しくは一方からの申請又は職權に基いて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央労働委員會が職權に基いて行ふ調停は、第一項第五號の事件に限る。

第十九條　労働委員會による労働爭議の調停は、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者である公員から成る調停委員會を設けこれによつて行ふ。

第二十條　調停委員會の、使用者を代表する委員と労働者を代表する委員とは、同數でなければならない。

第二十一條　調停委員會の委員は、労働委員會の委員中から、労働委員會の會長がこれを指名する。但し、左の場合には労働委員會の會長は、労働委員會の委員以外の者を、調停委員會の委員に委囑することができる。

一、労働委員會の委員以外の者を、使用者を代表する調停委員會の委員に委囑することにつき、労働委員會の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

二、労働委員會の委員以外の者を、労働者を代表する調停委員會の委員に委囑することにつき、労働委員會の労働者を代表する委員の同意を得たとき。

三、労働委員會の委員以外の者を、第三者である調停委員會の委員に委囑するにつき、労働委員會の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の各々の過半數の同意を得たとき。

前項但書の規定によつて委囑された委員は、これを法令によつて公務に從事する職員とみなす。

第二十二條　調停委員會に、委員長を置く、委員長は、調停委員會で、第三者である委員の中からこれを選擧する。

第二十三條　調停委員會は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半數でこれを決する。

調停委員會は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員が出席しなければ、會議を開くことはできない。

第二十四條　調停委員會は、期日を定めて、關係當事者の出頭を求め、その意見を徵さなければならない。

第二十五條　調停をなす場合には、調停委員會は、關係當事者及び參考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條　調停委員會は、調停案を作成して、これを關係當事者に示しその受諾を勸告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラジオによる協力を請求することができる。

第二十七條　公益事業に關する事件の調停については、特に迅速に處理するために、必要な優先的

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 083

取扱がなされなければならない。

第二十八條　この章の規定は、勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない

第四章　仲　裁

第二十九條　勞働組合法第二十七條第一項第三號の規定による勞働委員會による勞働爭議の仲裁はこの章に定めるところによる。

第三十條　勞働委員會は左の各號の一に該當する場合に、仲裁を行ふ。

一、關係當事者の双方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

二、勞働協約に、勞働委員會による仲裁の申請をなさなければならない旨の定がある場合に、その定に基いて、關係當事者の双方又は一方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條　勞働委員會による勞働爭議の仲裁は特別の委員會を設けることなくこれを行ふ。但し事件の事實調査のため、小委員會を設けることは差し支へない。小委員會は勞働委員會の請求があつたときはこれに對し、仲裁裁定案を提出しなければならない。

第三十二條　仲裁をなす場合には、勞働委員會は、關係當事者及び參考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條　仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には效力發生の期日も記さなければならない。

第三十四條　仲裁裁定は、勞働協約と同一の效力を有する。

第三十五條　この章の規定は勞働爭議の當事者が、双方の合意又は勞働協約により、別の仲裁方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第五章　爭議行爲の制限禁止等

第三十六條　工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廢し、又はこれを妨げる行爲は爭議行爲としてでもこれをなすことはできない。

第三十七條　公益事業に關し、關係當事者が爭議行爲をなした日又は同項第四號の決議若しくは同項第五號の請求がなされた日から、三十日を經過した後でなければならない。但し、爭議行爲の發生中にその事業が第八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてもその爭議行爲についてはこの限りでない。

第三十八條　警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者その他國又は公共團體の現業以外の行政又は司法の事務に從事する官吏その他の者は爭議行爲をなすことはできない。

第三十九條　前二條の規定の違反行爲について責任のある使用者若しくはその團體、勞働者の團體又はその他の者若しくはその團體は、これを一萬圓以下の罰金に處す。

前項の規定はそのものが、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に一個の爭議行爲に關し科する罰金の總額は一萬圓を超えることはできない。法人でない使用者又は勞働者の組合、爭議團等の團體であつて解散したるものに、法人、法人でない使用者又は勞働者の組合、爭議團等の團體であつて解散したるものに、第一項の規定を適用するにつ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

いて、その団體はなほ存續するものとみなす。

第四十條　使用者は、この法律による勞働爭議の調整をなす場合において勞働者がなした發言又は勞働者が爭議行爲をなしたことを理由として、その勞働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し勞働委員會の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條　前條の規定の違反があつた場合においては、その行爲をなした者は、これを六箇月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條　第三十九條及び前條の罰は、勞働委員會の請求を待つてこれを論ずる。

第四十三條　調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に對しては、調停委員會の委員長又は勞働委員會の會長は、これに退場を命ずることができる。

第六章　費用辨償

第四十四條　勞働委員會の委員、第十二條の斡旋員及び第二十一條第一項但書の調停委員會の委員並びに勞働委員會による勞働爭議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者は、勅令の定むるところにより、費用の辨償を受ける。

附　則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

勞働爭議調停法はこれを廢止する。

勞働組合法の一部を次のやうに改正する。

勞働組合法第十一條第一項を次のやうに改める。

使用者は勞働者が勞働組合の組合員なること、勞働組合を結成せんとし若は之に加入せんとすること又は勞働組合の正當なる行爲を爲したることの故を以て其の勞働者を解雇し其の他之に對し不利益なる取扱を爲すを得ず。

勞働關係調整法施行令

（昭和二十一年十月十二日）
（勅令第四七八號）

第一條　勞働關係調整法（以下法と稱する）第九條の勞働委員會又は行政官廳とは、その爭議行爲の發生した地を管轄する地方勞働委員會又はその地の最寄の勤勞署長とし、その爭議行爲の發生した地が二以上の都道府縣に亘るときは、中央勞働委員會又は關係地方長官の一とする。

第二條　法第九條の届出は、口頭又は電話その他適宜の方法でこれをなすことができる。

第三條　法第十二條の斡旋、法第十八條の調停又は法第三十條の仲裁の申請は、關係當事者（當事者が法人法人でない使用者ば勞働者の組合爭議團の團體であるときはその代表者）又はその委任を受けた者が、事件の要點を具し書面でこれをなさなければならない。

第四條　勞働委員會の會長は、斡旋員候補者の氏名、閱歷等を適宜の方法により、勞働關係の當事者に、周知させなければならない。

第五條　勞働委員會は、斡旋員候補者が辭任を申出たとき又は斡旋員候補者として不適當と認められるに至つたときは、これを解任することができる。

第六條　斡旋員若しくは斡旋員であつた者又は調停委員若しくは委員であつた者又は、その職務に關して知り得た秘密を漏洩してはならない。

第七條　勞働委員會は、法第十八條第一項第二號又は第三號の規定によつて關係當事者の一方から調停の申請がなされたときには他の當事者に、同項第四號の決議又は同項第五號の請求がなされたときには關係當事者の双方に、遲滯なく、その旨を、通知しなければならない。

前項の場合において、事件が公益事業に關するものであるときは、勞働委員會は併せて、その旨を公表しなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第一項の規定は法第十八條第二項の場合にこれを準用する。

第八條　法第十八條第一項第五號の行政官廳は、事件が發生した地を管轄する地方長官とし、その他が二以上の縣道府縣に亘るときは厚生大臣とする。

厚生大臣が必要と認めるときは、前項の規定による地方長官又は厚生大臣の職權は同項の規定に拘らず、厚生大臣又は厚生大臣の指定する地方長官がこれを行ふものとすることができる。

第九條　調停委員會の委員長は會務を總理してその調停委員會を代表する。

第十條　調停委員會は、法第十八條第一項第一號若しくは第二號の規定による調停の申請、同項第三號若しくは第四號の規定による決議又は第五號の規定による請求がなされた日より十五日以内に調停案を作成し十日以内の期限を附し、關係當事者にその受諾を勸告するものとする。

第十一條　法第四十二條の請求は、その違反行爲のあつた地を管轄する地方勞働委員會の決議によりその會長が書面で檢事にこれを行ふ。

第十二條　法第四十四條の費用は、鐵道賃、車馬賃、日當及び宿泊料の五種とし、別表に掲げるところに從ひ、定額によつてこれを支給する。

前項に定めるもの外前項の費用の支給については內國旅費規則を準用する。

第十三條　厚生大臣は、必要があると認めたるときは、地方長官以外の行政官廳を指定して、この勅令による地方長官の職務を行はせることができる、但し、厚生大臣がその指揮監督を受けない行政官廳を指定しようとするときは、豫め所管大臣と協議しなければならない。

給員法の適用のある船員に關しては、この勅令中厚生大臣とあるのは運輸大臣、地方長官又は勞署長とあるのは海運局長、縣道府縣とあるのは海運局の管轄區域とする。

附　則

この勅令は勞働關係調整法の施行の日から、これを施行する。

別表

區分		鐵道賃及船員	車馬賃	日當一日	宿泊料一夜に付き	
		軒に付き	に付き	甲地方	乙地方	
中央勞働委員會の委員及び調停委員會の委員		一等	三〇錢	二五圓	六五圓	五〇圓
地方特別は勞働委員會の委員及び調停委員會の委員		一等	二五錢	二〇圓	五〇圓	四〇圓
法第十二條の幹旋員勞働委員會による勞働爭議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者						

備考　甲地方は東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及び橫濱市とし、乙地方はその他の地とする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

勞働基準法

（昭和二十二年四月五日 法律第四十九號）

第一章 總則

（勞働條件の原則）

第一條 勞働條件は、勞働者が人たるに値する生活を營むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める勞働條件の基準は最低のものであるから、勞働關係の當事者は、この基準を理由として勞働條件を低下させてはならないことはもとより、その向上を圖るように努めなければならない。

（勞働條件の決定）

第二條 勞働條件は、勞働者と使用者が、對等の立場において決定すべきものである。

勞働者及び使用者は、勞働協約、就業規則及び勞働契約を遵守し、誠實に各々その義務を履行しなければならない。

（均等待遇）

第三條 使用者は勞働者の國籍、信條又は社會的身分を理由として、賃金、勞働時間その他の勞働條件について、差別的取扱をしてはならない。

（男女同一賃金の原則）

第四條 使用者は、勞働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。

（強制勞働の禁止）

第五條 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身體の自由を不當に拘束する手段によつて勞働者の意思に反して勞働を强制してはならない。

（中間搾取の排除）

第六條 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

（公民權行使の保障）

第七條 使用者は、勞働者が勞働時間中に、選擧權その他公民としての權利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、權利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を變更することができる。

（適用事業の範圍）

第八條 この法律は、左の各號の一に該當する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

一、物の製造、改造、加工、修理、洗淨、選別、包裝、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壞若しくは解体又は材料の變造の事業（電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

二、鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業
三、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壞、解体又はその準備の事業
四、道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
五、船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業
六、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若くしは伐採の事業
その他の農林の事業
七、動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蠶又は水産の事業
八、物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
九、金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
十、映畫の製作又は映寫、演劇その他興行の事業
十一、郵便、電信又は電話の事業
十二、教育、研究又は調査の事業
十三、病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
十四、旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯樂場の事業
十五、焼却、清掃又は屠殺の事業
十六、前各號に該當しない官公署
十七、その他命令で定める事業又は事務所
(定義)
第九條　この法律で労働者とは、職業の種類を問はず、前條の事業又は事務所(以下事業という)に使用される者で、賃金を支拂われる者をいう。

第十條　この法律で使用者とは、事業主又は事業の經營擔當者その他その事業の労働者に關する事項について、事業主のために行爲をするすべての者をいう。
第十一條　この法律で賃金とは、賃金、給料、手當、賞與その他名稱の如何を問わず、労働の對償として使用者が労働者に支拂うすべてのものをいう。
第十二條　この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の發生した日以前三箇月間にその労働者に對し支拂われた賃金の總額を、その期間の總日數で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各號の一によつて計算した金額を下つてはならない。
一、賃金が労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出來高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては賃金の總額をその期間中に労働した日數で除した金額の百分の六十
二、賃金の一部が、日、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の總額をその期間の總日數で除した金額と前號の金額の合算額
前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。
前二項に規定する期間中に、左の各號の一に該當する期間がある場合においては、その日數及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の總額から控除する。
一、業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のために休業した期間
二、産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間
三、使用者の責に歸すべき事由によつて休業した期間
四、試の使用期間
第一項の賃金の總額には、臨時に支拂われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金並びに通貨以外のもので支拂われた賃金で一定の範圍に屬しないものは算入しない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

賃金が通貨以外のもので支拂われる場合、第一項の賃金の總額に算入すべきものの範圍及び評價に關し必要な事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に滿たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

日日雇い入れられる者については、その從事する事業又は職業について、勞働に關する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。

第一項乃至第六項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、勞働に關する主務大臣の定めるところによる。

第二章　勞働契約

（この法律違反の契約）

第十三條　この法律で定める基準に達しない勞働條件を定める勞働契約は、その部分については無效とする。この場合において、無效となつた部分は、この法律で定める基準による。

（契約期間）

第十四條　勞働契約は、期間の定のないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの の外は、一年を超える期間について締結してはならない。

（勞働條件の明示）

第十五條　使用者は、勞働契約の締結に際し、勞働者に對して賃金、勞働時間その他の勞働條件を明示しなければならない。

前項の規定によつて明示された勞働條件が事實と相違する場合においては、勞働者は、即時に勞働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を變更した勞働者が、契約解除の日から十四日以内に歸鄉する場合においては、使用者は、必要な旅費を負擔しなければならない。

（賠償豫定の禁止）

第十六條　使用者は、勞働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を豫定する契約をしてはならない。

（前借金相殺の禁止）

第十七條　使用者は、前借金その他勞働することを條件とする前貸の債權と賃金を相殺してはならない。

（強制貯金）

第十八條　使用者は、勞働契約に附隨して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

使用者は、勞働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

（解雇制限）

第十九條　使用者は、勞働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに產前產後の女子が第六十五條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合又は天災事變その他やむを得ない事由のために事業の繼續が不可能となつた場合においては、この限りでない。

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官廳の認定を受けなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

（解雇の豫告）

第二十條　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその豫告をしなければならない。三十日前に豫告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支拂わなければならない。但し、天災事變その他やむを得ない事由のために事業の繼續が不可能となつた場合又は労働者の責に歸すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

前項の豫告の日數は、一日について平均賃金を支拂つた場合においては、その日數を短縮することができる。

前項第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一條　前條の規定は、左の各號の一に該當する労働者については適用しない。但し、第一號に該當する者が一箇月を超えて引き續き使用されるに至つた場合、第二號若しくは第三號に該當する者が所定の期間を超えて引き續き使用されるに至つた場合又は第四號に該當する者が十四日を超えて引き續き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

一　日日雇い入れられる者

二　二箇月以内の期間を定めて使用される者

三　季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四　試の使用期間中の者

（使用證明）

第二十二條　労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位及び賃金について證明書を請求した場合においては、使用者は、遲滯なくこれを交付しなければならない。

前項の證明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

使用者は、豫め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の國籍、信條、社會的身分若しくは労働組合運動に關する通信をし、又は第一項の證明書に秘密の記號を記入してはならない。

（金品の返還）

第二十三條　使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、權利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支拂い、積立金、保證金、貯蓄金その他名稱の如何を問わず、労働者の權利に屬する金品を返還しなければならない。

前項の賃金又は金品に關して爭がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支拂い、又は返還しなければならない。

第三章　賃　金

（賃金の支拂）

第二十四條　賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支拂わなければならない。但し、法令又は労働協約に別段の定がある場合においては、賃金の一部を控除し、又は通貨以外のもので支拂うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支拂わなければならない。但し、臨時に支拂われる賃金、賞與その他これに準ずるもので命令で定める賃金については、この限りでない。

（非常時拂）

第二十五條　使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他命令で定める非常の場合の費用に充てる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

ために請求する場合においては、支拂期日前であつても、既往の勞働に對する賃金を支拂わなければならない。

（休業手當）

第二十六條　使用者の責に歸すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中當該勞働者に、その平均賃金の百分ノ六十以上の手當を支拂わなければならない。

（出來高拂制の保障給）

第二十七條　出來高拂制その他の請負制で使用する勞働者については、使用者は、勞働時間に應じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

（最低賃金）

第二十八條　行政官廳は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に從事する勞働者について最低賃金を定めることができる。

第二十九條　最低賃金に關する事項を審議させるために、中央賃金委員會及び地方賃金委員會を置く。

賃金委員會には、必要に應じ一定の事業又は職業について專門委員會を置くことができる。

賃金委員會の委員は、勞働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について行政官廳が各々同數を委囑する。但し、勞働者を代表する者及び使用者を代表する者は、關係者の推薦に基いて委囑する。

この法律で定めるものの外、賃金委員會に關し必要な事項は、命令で定める。

第三十條　行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、豫め賃金委員會の調査及び意見を求めなければならない。

前項の場合、賃金委員會は、一定の事業又は職業に從事する勞働者の最低賃金額についての意見を、行政官廳に提出しなければならない。

行政官廳は、前項の意見について公聽會を開いた後に、賃金委員會及び公聽會の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。

賃金委員會は必要であると認める場合においては、賃金に關する事項について行政官廳に建議することができる。

地方行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、前三項の規定による手續を經た後に勞働に關する主務大臣の承認を受けなければならない。

第三十一條　最低賃金が定められた場合においては、使用者は、その金額に達しない賃金で勞働者を使用してはならない。但し、左の場合においては、この限りでない。

一　精神又は身體の障害により著しく勞働能力の低位な者について、行政官廳の認定を受けた場合

二　勞働者の都合により所定勞働時間に滿たない時間の勞働をした場合

三　試の使用期間中の者又は所定勞働時間の特に短い者について、行政官廳の許可を受けた場合

第四章　勞働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

（勞働時間）

第三十二條　使用者は、勞働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

間を超えて、労働させてはならない。

使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

第三十三條　災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官廳の許可を受けて、その必要の限度において前條又は第四十條の労働時間を延長することができる。但し、事態急迫のために行政官廳の許可を受ける暇がない場合においては事後に遅滞なく届け出なければならない。

前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官廳がその労働時間の延長を不適當と認める場合においては、その後にその延長時間に相當する休憩又は休日を與えるべきことを、命ずることができる。

公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、第八條第十六號の事業に従事する官吏、公吏その他の公務員については、前條若しくは第四十條の労働時間を延長し、又は第三十五條の休日に労働させることができる。

（休憩）

第三十四條　使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に與えなければならない。前項の休憩時間は、一せいに與えなければならない。但し、行政官廳の許可を受けた場合においては、この限りでない。

使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

（休日）

第三十五條　使用者は、労働者に對して、毎週少くとも一回の休日を與えなければならない。

前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を與える使用者については適用しない。

（時間外及び休日の労働）

第三十六條　使用者は、當該事業場に、労働者の過半數で組織する労働組合、労働者の過半數で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合がない場合においては労働者の過半數を代表する者との書面による協定をし、これを行政官廳に届け出た場合においては、第三十二條若しくは第四十條の労働時間又は前條の休日に關する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七條　使用者が、第三十三條若しくは前條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。

前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手當、通勤手當その他命令で定める賃金は算入しない。

（時間計算）

第三十八條　労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に關する規定の適用につい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

ては通算する。

坑内労働については、労働者が坑口に入つた時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合においては、第三十四條第二項及び第三項の休憩に關する規定は適用しない。

（年次有給休暇）

第三十九條　使用者は、一年間繼續勤務し全勞働日の八割以上出勤した勞働者に對して、繼續し、又は分割した六勞働日の有給休暇を與えなければならない。

使用者は、二年以上繼續勤務した勞働者に對しては、一年を超える繼續勤務年數一年について、前項の休暇に一勞働日を加算した有給休暇を與えなければならない。但し、この場合において總日數が二十日を超える場合においては、その超える日數については有給休暇を與えることを要しない。

使用者は、前二項の規定による有給休暇を勞働者の請求する時季に與えるとともに、その期間について平均賃金を支拂わなければならない。但し、請求された時季に有給休暇を與えることが事業の正常な運營を妨げる場合においては、他の時季にこれを與えることができる。

勞働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

（勞働時間及び休憩の特例）

第四十條　第八條第四號、第五號及び第八號乃至第十七號の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二條の

勞働時間及び第三十四條の休憩に關する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、勞働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

（適用の除外）

第四十一條　この章及び第六章で定める勞働時間、休憩及び休日に關する規定は左の各號の一に該當する勞働者については適用しない。

一　第八條第六號又は第七號の事業に從事する者

二　事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

三　監視又は斷續的勞働に從事する者で、使用者が行政官廳の許可を受けた者

第五章　安全及び衞生

（危害の防止）

第四十二條　使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸氣、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第四十三條　使用者は、勞働者を就業させる建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明保溫、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置その他勞働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四條　勞働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

第四十五條　使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準及び勞働者が

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。
（安全裝置）
第四十六條　危險な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全裝置を具備しなければ譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。
特に危險な作業を必要とする機械及び器具は、豫め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、變更し、又は設置してはならない。
前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全裝置は、命令で定める。
（性能檢査）
第四十七條　前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を經過した場合においては、行政官廳の行う性能檢査に合格したものでなければ使用してはならない。
前項の性能檢査は、同項の行政官廳の外、勞働に關する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。
（有害物の製造禁止）
第四十八條　黄りんマツチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販賣し、輸入し、又は販賣の目的で所持してはならない。
（危險業務の就業制限）
第四十九條　使用者は、經驗のない勞働者に、運轉中の機械又は動力傳導裝置の、危險な部分の掃除、注油、檢査又は修繕をさせ、運轉中の機械又は動力傳導裝置に調帶又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運轉をさせその他危險な業務に就かせてはならない。
使用者は、必要な技能を有しない者を特に危險な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範圍、經驗及び技能は、命令で定める。
（安全衛生教育）
第五十條　使用者は、勞働者を雇い入れた場合においては、その勞働者に對して、當該業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。
（病者の就業禁止）
第五十一條　使用者は、傳染性の疾病、精神病又は勞働のために病勢が增惡するおそれのある疾病にかかつた者については、就業を禁止しなければならない。
前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は、命令で定める。
（健康診斷）
第五十二條　一定の事業については、使用者は、勞働者の雇入の際及び定期に、醫師に勞働者の健康診斷をさせなければならない。
使用者の指定した醫師の診斷を受けることを希望しない勞働者は、他の醫師の健康診斷を求めてその結果を證明する書面を使用者に提出しなければならない。
使用者は、前二項の健康診斷の結果に基いて、就業の場所又は業務の轉換、勞働時間の短縮その他勞働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。
第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診斷の回數は、命令で定める。
（安全管理者及び衛生管理者）
第五十三條　一定の事業については、使用者は、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。
前項の事業の種類及び規模並びに安全管理者及び衛生管理者の資格及び職務に關する事項は命令

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

で定める。

行政官廳が必要であると認める場合においては、使用者に對して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

（監督上の行政措置）

第五十四條　使用者は、常時十人以上の勞働者を就業させる事業、命令で定める。危險な事業又は衛生上有害な事業の建設物　寄宿舍その他の附屬建設物又は設備を設置し、移轉し、又は變更しようとする場合においては、第四十五條又は第九十六條の規定に基いて發する命令で定める危害防止等に關する基準に則り定めた計畫を、工事着手十四日前までに行政官廳に屆け出なければならない。

行政官廳は、勞働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計畫の變更を命ずることができる。

第五十五條　勞働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍その他の附屬建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては行政官廳は、使用者に對して、その全部又は一部の使用の停止、變更その他必要な事項を命ずることができる。前項の場合において、行政官廳は、使用者に命じた事項について必要な事項を勞働者に命ずることができる。

第六章　女子及び年少者

（最低年齢）

第五十六條　滿十五才に滿たない兒童は、勞働者として使用してはならない。但し滿十四才以上の

兒童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業に係る職業で、兒童の健康及び福祉に有害でなく、且つその勞働が輕易なものについては、行政官廳の許可を受けて、滿十二才以上の兒童をその者の修學時間外に使用することができる。但し、映畫の製作又は演劇の事業については、滿十二才に滿たない兒童についても同樣である。

（年少者の證明書）

第五十七條　使用者は、滿十八才に滿たない者について、その年齡を證明する戶籍證明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する兒童については、修學に差し支えないことを證明する學校長の證明書及び親權者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

（未成年者の勞働契約）

第五十八條　親權者又は後見人は、未成年者に代つて勞働契約を締結してはならない。

親權者若しくは後見人又は行政官廳は、勞働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

第五十九條　未成年者は、獨立して賃金を請求することができる。親權者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

（年少者の勞働時間及び休日）

第六十條　第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は、滿十八才に滿たない者については、これを適用しない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第五十六條第二項の規定によつて使用する兒童については、第三十二條第一項の勞働時間は、修學時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は第三十二條但書の規定にかかわらず、滿十五才以上（第五十六條第一項但書に規定する滿十四才以上を含む。）で滿十八才に滿たない者については、一週間の勞働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の勞働時間を四時間以内に短縮する場合においては他の日の勞働時間を十時間まで延長することができる。

（女子の勞働時間及び休日）

第六十二條　使用者は、滿十八才以上の女子については、第三十六條の協定による場合においても一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外勞働をさせ、又は休日に勞働させてはならない。

（深夜業）

第六十三條　使用者は、滿十八才に滿たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する滿十六才以上の男子については、この限りでない。

勞働に關する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

交替制によつて勞働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで勞働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から勞働させることができる。

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて勞働時間を延長する場合又は第八條第六號、第七號、第十三號、第十四號及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四號の事業に使用される滿十八才に滿たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する兒童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

（危險有害業務の就業制限）

第六十三條　使用者は、滿十八才に滿たない者又は女子を第四十九條の規定による危險な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、滿十八歲に滿たない者を、毒劇藥、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆發性發火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し若しくは有害ガス若しくは有害放射線を發散する場所又は高熱若しくは高壓の場所における業務その他安全、衞生又は福祉に有害な場所において行う業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で滿十七八歲以上の女子に、これを使用することができる。

第二項に規定する業務の範圍及び前項の一定の業務の範圍は、命令で定める。

（坑内勞働の禁止）

第六十四條　使用者は、滿十八歲に滿たない者又は女子を坑内で勞働させてはならない。

（產前產後）

第六十五條　使用者は、六週間以内に出產する豫定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

使用者は、產後六週間を經過しない女子を就業させてはならない。但し、產後五週間を經過した

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 OK3

女子が請求した場合において、その者について醫師が支障がないと認めた業務に就かせることは差し支えない。

使用者は、姙娠中の女子が請求した場合においては、他の輕易な業務に轉換させなければならない。

（育兒時間）

第六十六條　生後滿一年に達しない生兒を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外、一日二回各々少くとも三十分、その生兒を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育兒時間中は、その女子を使用してはならない。

（生理休暇）

第六十七條　使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に從事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

前項の業務の範圍は、命令で定める。

（歸鄕旅費）

第六十八條　滿十八歲に滿たない者又は女子が解雇の日から十四日以內に歸鄕する場合においては使用者は、必要な旅費を負擔しなければならない。但し、滿十八歲に滿たない者又は女子がその責に歸すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときはこの限りでない。

第七章　技能者の養成

（徒弟の弊害排除）

第六十九條　使用者は、徒弟、見習、養成工その他名稱の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、勞働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする勞働者を家事その他技能の習得に關係のない作業に從事させてはならない。

（技能者の養成）

第七十條　長期の教習を必要とする特定の技能者を勞働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、勞働時間及び賃金に關する規定は、命令で定める。

前項の規定に基いて發する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十三條の危險有害業務の就業制限に關する規定について、別段の定をすることができる。

第七十一條　使用者は、前條の規定に基いて發する命令によつて勞働者を使用しようとする場合においては、豫めその員數、教習方法、契約期間、勞働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規定による認可に基いて勞働者を雇い入れた場合においては、行政官廳に屆け出て、技能を習得する者であることの證明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

第七十二條　前二條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二勞働日を與えなければならない。

第七十三條　第七十條及び第七十一條の規定の適用を受ける勞働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の條件に反した場合においては、行政官廳は、第七十一條の認可を取り消すこと

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

ができる。

第七十四條　第七十條の規定に基いて發する命令は、技能者養成委員會に諮問してこれを定める。技能者養成委員會の委員は、關係ある勞働者を代表する者、關係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、勞働に關する主務大臣が各々同數を委嘱する。

前二項に定めるもの外、技能者養成委員會に關し必要な事項は、命令で定める。

第八章　災害補償

（療養補償）

第七十五條　勞働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負擔しなければならない。

前項に規定する業務上の疾病及び療養の範圍は、命令で定める。

（休業補償）

第七十六條　勞働者が前條の規定による療養のため、勞働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、勞働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

（障害補償）

第七十七條　勞働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身體に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に應じて、平均賃金に別表第一に定める日數を乘じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

（休業補償及び障害補償の例外）

第七十八條　勞働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官廳の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

（遺族補償）

第七十九條　勞働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は勞働者の死亡當時その收入によつて生計を維持した者に對して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

（葬祭料）

第八十條　勞働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に對して平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならない。

（打切補償）

第八十一條　第七十五條の規定によつて補償を受ける勞働者が、療養開始後三年を經過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

（分割補償）

第八十二條　使用者は、支拂能力のあることを證明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七條又は第七十九條の規定による補償に替え、平均賃金に別表第二に定める日數を乘じて得た金額を六年にわたり毎年補償することができる。

（補償を受ける權利）

第八十三條　補償を受ける權利は、勞働者の退職によつて變更されることはない。

補償を受ける權利は、これを讓渡し、又は差し押えてはならない。

（他の法律との關係）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

第八十四條　補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価格の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する災害について、この法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価格の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

（審査及び仲裁）

第八十五條　業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して疑のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

行政官庁は、審査又は仲裁のために必要があると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時效の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

（労働者災害補償審査官）

第八十六條　前條の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査官の審査又は仲裁を請求することができる。

この法律による災害補償に関する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査官の審査又は仲裁を経なければならない。

労働者災害補償審査官の資格は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁がそれぞれ同數を委嘱する。

前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査官に関し必要な事項は、命令で定める。

（請負事業に関する例外）

第八十七條　事業が數次の請負によつて行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。

前項の場合、元請負人が書面による契約で下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その下請負人もまた使用者とする。但し、二以上の下請負人に、同一の事業について重複して補償を引き受けさせてはならない。

前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けた請負人に対してまづ催告すべきことを請求することができる。但しその下請人が破産の宣告を受け、又は行方が知れない場合においては、この限りでない。

（補償に関する細目）

第八十八條　この章に定めるものの外、補償に関する細目は、命令で定める。

第九章　就業規則

（作成及び届出の義務）

第八十九條　常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。

一　就業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業さ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

せる場合においては就業時間轉換に關する事項
二　賃金の決定、計算及び支拂の方法、賃金の締切及び支拂の時期並びに昇給に關する事項
三　退職に關する事項
四　退職手當その他の手當、賞與及び最低賃金額の定をする場合においては、これに關する事項
五　勞働者に食費、作業用品その他の負擔をさせる定をする場合においては、これに關する事項
六　安全及び衛生に關する定をする場合においては、これに關する事項
七　災害補償及び業務外の傷病扶助に關する定をする場合においては、これに關する事項
八　表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度に關する事項
九　前各號の外、當該事業場の勞働者のすべてに適用される定をする場合においては、これに關する事項

使用者は、必要がある場合においては、賃金、安全及び衛生又は災害補償及び業務外の傷病扶助に關する事項については、各々別に規則を定めることができる。

（作成の手續）

第九十條　使用者は、就業規則の作成又は變更について、當該事業場に、勞働者の過半數で組織する勞働組合がある場合においては其の勞働組合、勞働者の過半數で組織する勞働組合がない場合においては勞働者の過半數を代表する者の意見を聽かなければならない。

使用者は、前條第一項の規定により屆出をなすについて、前項の意見を記した書類を添附しなければならない。

（制裁規定の制限）

第九十一條　就業規則で、勞働者に對して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、總額が一賃金支拂期における賃金の總額の十分の一を超えてはならない。

（法令及び勞働協約との關係）

第九十二條　就業規則は、法令又は當該事業場について適用される勞働協約に反してはならない。

行政官廳は、法令又は勞働協約に牴觸する就業規則の變更を命ずることができる。

（效力）

第九十三條　就業規則で定める基準に達しない勞働條件を定める勞働契約は、その部分については無效とする。この場合において無效となつた部分は、就業規則で定める基準による。

第十章　寄宿舍

（寄宿舍生活の自治）

第九十四條　使用者は、事業の附屬寄宿舍に寄宿する勞働者の私生活の自由を侵してはならない。

使用者は、寮長、寮長その他寄宿舍生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

（寄宿舍生活の秩序）

第九十五條　事業の附屬寄宿舍に勞働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舍規則を作成し、行政官廳に屆け出なければならない。これを變更した場合においても同樣である。

一　起床、就寢、外出及び外泊に關する事項
二　行事に關する事項
三　食事に關する事項
四　安全及び衛生に關する事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 063

五　建設物及び設備の管理に關する事項

使用者は、前項第一號乃至第四號の事項に關する規定の作成又は變更については、寄宿舍に寄宿する勞働者の過半數を代表する者の同意を得なければならない。

使用者は、第一項の規定により届出をなすについて、前項の同意を證明する書面を添附しなければならない。

使用者及び寄宿舍に寄宿する勞働者は、寄宿舍規則を遵守しなければならない。

（寄宿合の設備及び安全衛生）

第九十六條　使用者は、事業の附屬寄宿舍について、換氣、採光、照明、保溫、防濕、清潔、避難定員の收容、就寢に必要な措置その他勞働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

使用者が前項の規定によつて講ずべき措置の基準は、命令で定める

第十一章　監督機關

（監督組織）

第九十七條　この法律を施行するために、勞働に關する主務省に勞働基準局を、各都道府縣に都道府縣勞働基準局を、各都道府縣管內に勞働基準監督署を置く。

勞働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、數箇の都道府縣勞働基準局を管轄する地方勞働局を置くことができる。

地方勞働局、都道府縣勞働基準局及び勞働基準監督署は、勞働に關する主務大臣の直接の管理に屬する。

勞働基準局の職員並びに地方勞働局、都道府縣勞働基準局及び勞働基準監督署の位置、名稱、管轄區域及び職員の定員は、命令で定める。

第九十八條　この法律の施行及び改正に關する事項を審議するため、勞働に關する主務省及び都道府縣勞働基準局に勞働基準委員會を置く。

勞働基準委員會は、勞働に關する主務大臣及び都道府縣勞働基準局長の諮問に應ずるの外、勞働條件の基準に關して關係行政官廳に建議することができる。

勞働基準委員會の委員は、勞働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同數を委囑する。

前三項に定めるものの外、勞働基準委員會に關し必要な事項は、命令で定める。

第九十九條　勞働基準局、地方勞働局、都道府縣勞働基準局及び勞働基準監督署に勞働基準監督官を置くの外、命令で定める必要な職員を置くことができる。

勞働基準監督官の資格及び任免に關する事項は、命令で定める。

勞働基準監督官は、勞働基準局長及び勞働基準監督署長は、勞働基準監督官を以てこれに充てる。

第百條　勞働基準局長は、勞働に關する主務大臣の指揮監督を受けて、地方勞働局長及び都道府縣勞働基準局長を指揮監督し、勞働基準に關する法令の制度改廢、勞働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調製、監督年報の作成、勞働基準委員會、中央賃金委員會、技能者養成委員會及び勞働基準監督官分限委員會に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。地方勞働局長は、勞働基準局長の指揮監督を受けて、管

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

内の都道府縣勞働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

都道府縣勞働基準局長は　勞働基準局長又は地方勞働局長の指揮監督を受けて、管内の勞働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、勞働基準委員會、地方賃金委員會及び勞働者災害補償審査委員會に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

勞働基準監督署長は、都道府縣勞働基準局長の指揮監督を受けて、この法律に基く臨檢、尋問、許可、認可、認定、審査、仲裁その他この法律の實施に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

勞働基準局長、地方勞働局長及び都道府縣勞働基準局長は、下級官廳の權限を自ら行い、又は所屬の勞働基準監督官をして行わせることができる。

（勞働基準監督官の權限）

第百一條　勞働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附屬建設物に臨檢し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは勞働者に對して尋問を行うことができる。

醫師たる勞働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかかつた疑のある勞働者の檢診をすることができる。

勞働基準監督官は、製造を禁止された有害物の檢査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を收去することができる。

前三項の場合において、勞働基準監督官は、その身分を證明する證票を携帶しなければならない。

第百二條　勞働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟に規定する司法警察官の職務を行う。

第百三條　勞働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍その他の附屬建設物、設備、原料又は材料が安全及び衛生に關して定められた基準に反し、且つ勞働者に急迫した危險がある場合においては勞働基準監督官は、第五十五條の規定による行政官廳の權限を即時に行うことができる。

（監督機關に對する申告）

第百四條　事業場に、この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反する事實がある場合においては、勞働者は、その事實を行政官廳又は勞働基準監督官に申告することができる。

使用者は、前項の申告をしたことを理由として、勞働者に對して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

（勞働基準監督官の義務）

第百五條　勞働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。勞働基準監督官を退官した後においても同樣である。

第十二章　雜則

（法令規則の周知義務）

第百六條　使用者は、この法律及びこの法律に基いて發する命令の要旨並びに就業規則を、常時各作業場の見易い場所に揭示し、又は備え付ける等の方法によつて、勞働者に周知させなければならない。

使用者は、この法律及びこの法律に基いて發する命令のうち、寄宿舍に關する規定及び寄宿舍規則を、寄宿舍の見易い場所に揭示し、又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舍に寄宿する勞働者に周知させなければならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

（労働者名簿）

第百七條　使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他命令で定める事項を記入しなければならない。

前項の規定により記入すべき事項に變更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

（賃金臺帳）

第百八條　使用者は、各事業場ごとに賃金臺帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他命令で定める事項を賃金支拂の都度遅滞なく記入しなければならない。

（記錄の保存）

第百九條　使用者は、労働者名簿、賃金臺帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働關係に關する重要な書類を三年間保存しなければならない。

（報告の義務）

第百十條　使用者又は労働者は、この法律の施行に關して、行政官廳又は労働基準監督官から要求のあつた場合においては、遅滞なく必要な事項について報告し、又は出頭しなければならない。

（無料證明）

第百十一條　労働者及び労働者になろうとする者は、その戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して、無料で證明を請求することができる。使用者が、労働者及び労働者になろうとする者の戸籍に關して證明を請求する場合においても同樣である。

（國及び公共團體についての適用）

第百十二條　この法律及びこの法律に基いて發する命令は、國、都道府縣、市町村その他これに準ずべきものについても適用あるものとする。

（命令の制定）

第百十三條　この法律に基いて發する命令は、その草案について、公聽會で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聽いて、これを制定する。

（附加金の支拂）

第百十四條　裁判所は、第二十條、第二十六條、第三十一條若しくは第三十七條の規定に違反した使用者又は第三十九條第三項の規定による平均賃金を支拂わなかつた使用者に對して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支拂わなければならない金額についての未拂金の外、これと同一金額の附加金の支拂を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつた時から二年以内にしなければならない。

（時效）

第百十五條　この法律の規定による賃金、災害補償その他の請求權は、二年間これを行わない場合においては、時效によつて消滅する。

（船員についての適用特例）

第百十六條　第一條乃至第十一條、第百十條乃至第百十九條及び第百二十一條の規定を除くの外この法律は、船員法による船員については、これを適用しない。

第十三章　罰則

第百十七條　第五條の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千圓以上三萬圓

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

以下の罰金に處する。

第百十八條　第六條、第四十八條、第五十六條又は第六十四條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第百十九條　左の各號の一に該當する者はこれを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する

一　第三條、第四條、第七條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十二條第三項、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第四十三條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第五十二條、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第百四條第二項の規定に違反した者

二　第三十三條第二項、第五十四條第二項又は第五十五條第一項の規定による命令に違反した者

三　第四十條の規定に基いて發する命令に違反した者

四　第七十一條第一項の規定により認可を受けた貨金、勞働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法に違反した者

第百二十條　左の各號の一に該當する者は、五千圓以下の罰金に處する。

一　第十四條、第十五條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第一項、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五條乃至第百九條の規定に違反した者

二　第十八條第二項の規定により認可を受けた保管及び返還の方法に違反した者

三　第五十三條第三項、第五十五條第二項又は第九十二條第二項の規定による命令に違反した者

四　第百一條の規定による勞働基準監督官の臨檢、檢診若しくは收去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に對して陳述をせず、若しくは虚僞の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚僞の記載をした帳簿書類の提出をした者

五　第百十條の規定による行政官廳又は勞働基準監督官の要求のあつた場合において、報告をせず、若しくは虚僞の報告をし、又は出頭しなかつた者

第百二十一條　この法律の違反行爲をした者が、營該事業の勞働者に關する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の從業者である場合においては、事業主に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本條において同樣である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

事業主が違反の計畫を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行爲を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合は違反を敎唆した場合においては、事業主も行爲者として罰する。

附　則

第百二十二條　この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

第百二十三條　工場法、工業勞働者最低年齡法、勞働者災害扶助法、商店法　芸娼妓解放令改正禁止法

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 043

及び昭和十四年法律第八十七號は、これを廢止する。

第百二十四條　鑛業法の一部を次のように改正する。

第七十一條第二號、第六章及び第七十五條乃至第八十條ノ四を削除し、第九十七條第三號及び第四號を削る。

第百二十五條　砂鑛法の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「第七十六條乃至第七十九條」を削り、同條第二項を削る。

第百二十六條　勞働組合法の一部を次のように改正する。

第三十二條、削除

第百二十七條　第十八條第一項、第四十九條、第五十七條、第六十條乃至第六十三條、第八十九條、第九十五條及び第百六條乃至第百八條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、これを適用しない。

舊法によつて禁止又は制限された事項で前項の規定に係るものについては、同項の期間中は、なほ從前の規定による。

第百二十八條　この法律施行の際、滿十二歲以上の兒童を使用する使用者が、引き續きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から六箇月間は、その者については第五十六條の規定は、これを適用しない。

この法律施行の際、滿十六歲以上の男子を使用する使用者が、引き續きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から一年間は、その者については第六十四條の規定は、これを適用しない。

第百二十九條　この法律施行前、勞働者が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、なお舊法による。

第百三十條　この法律施行前（第百二十七條第二項の場合においては　同條第一項の期間を含む）になした行爲に關する罰則の適用については、なお舊法による。

別表第一

等級	身體障害等級及び災害補償表 災害補償
第一級	一三四〇日分
第二級	一一九〇日分
第三級	一〇五〇日分
第四級	九二〇日分
第五級	七九〇日分
第六級	六七〇日分
第七級	五六〇日分
第八級	四五〇日分
第九級	三五〇日分
第一〇級	二七〇日分
第一一級	二〇〇日分
第一二級	一四〇日分
第一三級	九〇日分
第一四級	五〇日分

別表第二

種別分割補償表

障害補償		災害補償
第一級		二四〇日分
第二級		二一三日分
第三級		一八八日分
第四級		一六四日分
第五級		一四二日分
第六級		一二〇日分
第七級		一〇〇日分
第八級		八〇日分
第九級		六三日分
第一〇級		四八日分
第一一級		三六日分
第一二級		二五日分
第一三級		一六日分
第一四級		九日分
遺族補償		一八〇日分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 003